

議 事 日 程

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	広瀬 守 克	2番	藤 橋 直 樹
3番	若 原 達 夫	4番	北 川 静 男
5番	関 谷 守 彦	6番	森 健 治
7番	森 清 一	8番	馬 淵 ひろし
9番	松 野 貴 志	10番	今 木 啓一郎
11番	杉 原 克 巳	12番	棚 橋 敏 明
13番	庄 田 昭 人	14番	若 井 千 尋
15番	広 瀬 武 雄	16番	若 園 五 朗
17番	松 野 藤四郎	18番	藤 橋 礼 治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	森 和 之	副 市 長	梶 浦 要
教 育 長	服 部 照	企 画 部 長	山 本 康 義
総 務 部 長	石 田 博 文	市 民 部 長	棚 橋 正 則
健康福祉部長	佐 藤 彰 道	都 市 整 備 部 長	桑 原 秀 幸
調 整 監	宇 野 真 也	環 境 水 道 部 長	矢 野 隆 博
教 育 委 員 会 事 務 局 長	佐 藤 雅 人		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	久 野 秋 広	書 記	古 澤 秀 樹
書 記	河 野 和 泉		

## 開議の宣告

○議長（若井千尋君） おはようございます。

本日は一般質問2日目でございます。傍聴の皆様におかれましては、早朝より議場にお越しいただき感謝申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

## 日程第1 一般質問

○議長（若井千尋君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

2番 藤橋直樹君の発言を許します。

藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） 皆様、そして傍聴の皆様、おはようございます。

議席番号2番、創緑会、藤橋直樹です。

ただいま議長に質問の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

ロシアのウクライナ侵攻、原油高騰、円安経済と続いて値上げも次々と、食品の値上げラッシュが家計に痛手などの見出しが新聞紙上に見られます。こうした社会情勢の中で、今回は2点について質問させていただきたいと思っております。

1点目は、ヤングケアラーについて、2点目は、先般市が行った市政方針説明会についてです。

以下は質問席にてお尋ねしたいと思います。

それでは、ヤングケアラーの問題について順次質問させていただきます。

先日、ヤングケアラーを取り上げたNHKの番組「ヤングケアラーSOSなき若者の叫び」というタイトルで放映されたものを見て、内容にある意味驚きを感じ、我が瑞穂市ではどうなのかと考えていました。

9歳から介護と家事に追われという内容に驚きを禁じ得ませんでした。核家族化が進んで親類縁者の関係も疎遠になりがちな現代ですから、結局家族にしか頼れない状況もあるんだなあと思いました。番組はほかの自治体の例でしたが、我が瑞穂市でもあるのではないかと思います。福祉関係のボランティアをやっている方にヤングケアラーの存在をそれとなく聞いてみましたところ、やはり瑞穂市にも存在しているとのこと。しかし、番組でもそうでしたが、表に出にくい事案で事態は不確かな面が多いとの話です。

そこで、調べてみますと、中高生ヤングケアラーの全国割合というタイトルで、厚生労働省

が文部科学省と連携した、これは2021年3月の調査によりますと、「世話をしている家族がいる」と答えた中学2年生は5.7%、全日制高校2年生は4.1%です。これは日本全国の中学2年生17人に1人、全日制高校2年生24人に1人の割合です。世話の頻度については、ほぼ毎日が3割から6割です。世話に費やす1日の平均時間は3時間未満が多いものの、7時間以上という例も1割程度いるという結果になりました。

今回は、調査対象は中学2年生と全日制高校2年生に限定されています。調査対象が広がれば、ヤングケアラーの全国割合はさらに高くなるでしょうと記載もありました。中学2年生では17人に1人という数字にも驚きです。日本全国の中学生17人に1人という計算からすれば、瑞穂市にも幾ばくかの対象者が存在するということは容易に想像できます。

そこでお尋ねします。市は、こうした実態を把握しているのかどうか。市内のヤングケアラーの存在についてどの程度把握しているのか、まずそれをお尋ねいたします。

○議長（若井千尋君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） おはようございます。

藤橋議員の御質問にお答えさせていただきます。

ヤングケアラーの存在の把握につきましては、要保護児童対策連絡協議会の中で処遇検討が必要であると思われるケースについては協議会の中で検討を行いまして、定期的に状況を確認して支援につなげられるような体制を取っております。

ヤングケアラーの把握に関しましては、学校サイドといたしましては日常の学校生活や心のアンケート、懇談などの場におきまして、子供の生活状況や健康状態、心配事の有無、家庭環境の変化などからヤングケアラーと思われる心配な子供を把握いたしまして、関係課と連携しながら支援へつなげております。

また、福祉サイドにおいても、支援させていただいております世帯の生活状況などから、ヤングケアラーと思われるケースの把握に努めておりますが、実態把握が困難な問題でありまして実態はつかみ切れていないというのが実情でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（若井千尋君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 私の方からは、学校におけるヤングケアラーの把握について少し付け加えさせていただきます。

学校では、日頃から子供たちが困っていたり悩んでいたりにしていないかどうか、担任はもちろんのこと、養護教諭や教育相談担当の教員をはじめ、学校の全職員であらゆる教育活動の場面を通じてアンテナを張って見守っています。また、定期的にアンケートなどを行うことによって、学校や友達、家庭のことなどで困っていないかどうかを把握して、個別に子供たちの心に寄り添って教育相談を行うなど学校体制で解決に向けて対応しております。

さらには、定期的に実施します家庭訪問や個人懇談の機会を通して、生活状況や家庭環境の把握に努めるとともに、本人の様子の僅かな変化にも敏感につかむように対応しているところでございます。

こうした中で、例えばヤングケアラーと思われるケース、そのほかにも虐待が疑われるケースとか、いじめが疑われるケースなどいろいろな心配な状況を把握した場合には、速やかに関係諸機関との連携を図って組織で対応してまいります。以上でございます。

[ 2 番議員挙手 ]

○議長（若井千尋君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

ヤングケアラーとは、法令上の定義はありませんが、一般に本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子供とされていますと厚生労働省のホームページには書かれていました。要するに、法律的にも一元的な捉え方ができず、多面的・多面的に対応せざるを得ない課題だと思われまます。

そこでお尋ねしますが、市としてはヤングケアラーの存在について行政としてどのように考えて向き合っているのか、そのスタンスをお聞かせください。

○議長（若井千尋君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 行政としての向き合い方についてでございますが、ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子供のことで、ヤングケアラーが直面する課題といたしましては、遅刻・早退・欠席などが増える、勉強の時間が取れないなどの学業への影響や、自分にできると思う仕事の範囲を狭めて考えてしまい、自分のやってきたことをアピールできないなどの就職への影響、さらに友人などとコミュニケーションを取れる時間が少ないなど友人関係への影響があるとされております。このことを踏まえまして、ヤングケアラーと思われる子を支援していく必要がありますが、ヤングケアラーにつきましましては家庭内のデリケートな問題でありまして、本人や家族に自覚がないなどといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくく、必要な福祉サービスに結びつかない場合が多いと認識しております。

しかし、一方ではお手伝いの範疇なのかの見極めも重要であると思っております。子供の家庭のためにという気持ちも大事にしてあげる必要があると感じております。個人個人の状況を見極め、子供の気持ちに寄り添うことが大切であると考えております。

ヤングケアラーの問題は、同年代の子供と同じように子供らしい生活ができておらず、子供の権利が奪われているということです。現在置かれている状況を解決するための福祉サービスにつなげ、子供の気持ちに寄り添いながら、どのような支援を求めているのか丁寧に聞き取りをしながら、世帯全体の問題といたしまして対応する必要があると考えております。以上でござ

ざいます。

[ 2 番議員挙手 ]

○議長（若井千尋君） 藤橋直樹君。

○2 番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

今答弁がありましたそのホームページにも、家族のケアを要する人がいる場合、大人が担うケア責任を取り、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子供がヤングケアラーということですが、その相談窓口として4つほどありまして、児童相談所相談専用ダイヤル、2つ目は24時間子供SOSダイヤル、これは文部科学省でございます。3番目は、子どもの人権110番、これは法務省です。4番目は、日本精神保健福祉士協会「子どもと家族の相談窓口」が書かれています。いかにもお役所的でございました。

そこで、先ほどの質問とはかぶりますが、お尋ねをさせていただきます。声を上げづらい内容のケースで、誰がどのように相談するのかという気がします。こうした相談窓口とも絡め、市としてどのように支援していくか、サポートしていくお考えかお聞かせ願います。

○議長（若井千尋君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 今後のサポートのスタンスについてでございますが、ヤングケアラーについては大変デリケートな問題で、本人がヤングケアラーであることを認識していない場合がほとんどではないかと思っております。本人にヤングケアラーであることを自覚させることも必要である反面、自覚することによりまして、今まで当然のように手伝っていたことが、自分は特別な環境にあり、友達と違うのだと認識させてしまうことにもなります。認識することにより、今後の生活に影響を及ぼすおそれもあることから慎重に対応する必要があると思っております。

支援する上で一番を考えなければならないことは、子供だけを切り離して考えるのではなく、世帯全体の問題として考えていくことだと思っております。また、家族の世話で悩んでいる子供の相談先についてもサポートが必要であると思っております。厚生労働省が令和3年度に実施いたしました調査では、「相談の経験がある」と回答したのは17.3%で、「相談したことがない」と回答した76.1%と大きく差が生じております。相談経験がない理由といたしましては、「相談するほどの悩みではないから」が72.7%、「相談しても何も変わらないから」が13.3%、「家族のことを話したくないから」が5.4%と続き、相談に関しましても慎重な対応が必要であると感じております。

相談の窓口といたしましては、子供が生活するおのおのの場面において気軽に相談できる体制を整えることが必要であると思っております。気軽に相談できる場所といたしまして、現在設立の機運が高まっております地区社会福祉協議会などが受皿となりまして、地域の居場所の中によろず相談的な窓口の設置や、市といたしましても子ども支援課など福祉各課及び関係各

課と連携した相談体制を確保してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

[ 2 番議員挙手 ]

○議長（若井千尋君） 藤橋直樹君。

○2 番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

ヤングケアラーの対象は子供ですが、義務教育対象年齢からそれを卒業した年齢までと幅が広い対象となります。義務教育対象年齢となれば、教育委員会の関与が求められると思いますし、卒業した年齢となれば、福祉部門の範疇になろうかと思えます。また、地域福祉事業の実践組織として、世論、社会福祉法人の瑞穂市社会福祉協議会の関与もあろうかと思えますが、ヤングケアラーの問題はこれら部署・部門の連携でもって対処する必要事案と考えます。

そこでお尋ねします。どうかすると行政の縦割りの弊害が批判を受けがちな中で、落ち度なく有機的にそれぞれの機能を高め合うような施策を打つ必要がある事案と考えます。ヤングケアラーを支援する体制づくり、体制運営の取組方をお聞かせください。

○議長（若井千尋君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 支援の体制づくりについてでございますが、支援につなげるには、まずはヤングケアラーと思われる子供さんを把握することが入り口となります。健康福祉部をはじめとする庁内各課、教育委員会、学校、地域と横断的に連携することが非常に重要であると考えております。日常に一番近い教育機関、子供が生活する地域、社会福祉協議会、医療機関など関係機関が協力し、子供の状況に目を向けることで把握に努めていきたいと思っております。その家庭の状況に合わせて支援できるよう、情報共有しながら進めていければと思っております。

また、横断的な支援には、第一に関係者の意識が重要であると思っております。ヤングケアラーとはどのような状態のことをいうのかなど、ヤングケアラーのことを認識する目的からも研修などを実施いたしまして、関係者がより一層の理解を深めることも必要ではないかと思っております。

ヤングケアラーについては、子供個人のみを見るのではなく、子供が属する世帯単位で見ていく必要があります。対象者の年齢に関わらず、支援が行き届くよう、地域、学校、行政、医療機関などその家庭に携わる全ての人の目で発見につなげられるよう、おのおのが意識し、発見から支援につなげられるような横断的な体制整備が肝要であると考えております。携わる全ての人が一体となるような体制づくりを今後進めていきたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

[ 2 番議員挙手 ]

○議長（若井千尋君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であることなどから表面化しにくい構造なので、地方自治体の現状把握も不十分になるかと思えます。そして、ヤングケアラーの社会的認知度が低く、支援が必要な子供がいても、子供自身や周囲の大人が気づくことができないので、福祉、介護、医療、教育と関係機関が連携をして、早期に発見して、適切な支援につなげたいものです。

ヤングケアラーの質問については以上でございますが、これからも敏感に、今教育長も言われたとおり、定期的にそういうアンケートを取りながら発見をしていただいて、自分では手を挙げることはできませんが、なるべくそういう方を、フォローの仕方も難しいかとは思いますが、それで苦しんでいるというようなことも考えられますので、ぜひ支援をお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

2点目、令和4年度市政方針説明会について順次質問させていただきます。

コロナ禍、依然引き続き開催も危ぶまれた市政方針説明会が5月22日から30日にかけて7小学校校区で開催されました。私は、牛牧小学校校区と穂積小学校校区で参加をさせていただきました。2か所とも50名を上回るような参加者で盛況の感じを受けました。

参加した市民から、結構手堅い健全な財政運営だとの印象で、今後進める公共下水道事業や駅周辺整備事業など、やっと他市町並みに動き始めたと言っておられました。確かに、別府交差点改良、美江寺歩道橋整備、遅れていた穂積中学のグラウンド整備、古橋遊水池整備など希望の持てる事業が明らかにされ、このような行政から情報発信の場は必要だと強く感じた次第です。こうした説明会は、コロナ禍のこともありますが、今まで開かれていなかったように思いますが、どういった背景があるのかいろいろお尋ねしてまいりますので、よろしく願います。

この市政方針説明会は、新規で開催することになったのでしょうか。私が議員になってからはコロナ禍で、議会の傍聴も制限がある状況で無理としても、それ以前もこうした場はなかったように思いますが、どのような経緯があるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 皆さん、改めましておはようございます。

ただいまの藤橋議員の御質問にお答えさせていただきます。

平成24年4月1日から瑞穂市まちづくり基本条例が施行されており、翌年度の平成25年度より瑞穂市行政報告会として毎年度市民の皆様に対しまして市政方針を説明する会として開催してきました。平成30年度には、市の組織体制の変更に併せて、瑞穂市行政報告会における問題点や課題点の見直しを行い、地域課題について地域の方々と話し合うタウンミーティング方式を採用して実施することとしました。

しかしながら、これとは別に市民の皆様へ市政方針をしっかりと説明できる場を設ける必要があるとの観点から、新型コロナウイルス感染症による見合せの時期を経て、本年度は瑞穂市市政方針説明会として実施をいたしました。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

この説明会を開催するに当たり、根拠めいたものがあるのでしょうか。市長の思いつきとも思えませんので、お聞かせください。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） この市政方針説明会は、瑞穂市まちづくり基本条例第7条第2項の、市長は毎年度市政運営の方針を明らかにするとともに、その達成状況を市民及び議会に説明しますとの規定に基づきまして、市民の皆様には市政方針の説明を行うものでございます。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。どうもすみません、失礼しました。

コロナ禍で開催できなかった以外に開催されなかった期間がありますが、その間はどのように市政方針を説明されてきたのかお尋ねします。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） コロナ禍におきましては、市民の皆さんに御参加をいただきましての説明会の開催というのは大変難しい状況だと思います。感染症の対策の面からも好ましくない状況下でありましたので、この間は自治会などの団体を対象といたしまして、出前講座のメニューとして実施することとしておりました。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

今回7年ぶりに開催し、その成果はいかがでしたでしょうか。各小学校校区の参加者数についてお尋ねします。

また、会場では若い人の姿はあまり見かけませんでしたが、投票率と同じで若い方の政治離れの一端とも思いましたが、これから次代を担う世代に関心を高める周知がなされなかったのか。開催を工夫するなど今後の方針をお尋ねします。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 今回の説明会は、令和4年5月22日から30日にかけて7小校区



で開催いたしまして、延べ198名の方の参加がございました。参加された方は市の説明に対し、熱心に耳を傾けていただきましたが、若い世代の方の参加が少なかったことなど反省すべき点がございます。この状況を真摯に受け止め、御提案いただきました手法なども含め、若い世代に対し、今後どのようなアプローチが有効であるのか検討をしていきたいと考えております。以上でございます。

[ 2 番議員挙手 ]

○議長（若井千尋君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

198名が多いの少ないのかちょっと分かりませんが、今後とも若い人を取り入れ進めていただきたいなと思います。

説明会での質疑に対する対応は十分でしたか。その後SNSで、質疑時間が短く聞きたいことが聞けなかった、あれは説明会をやったという既成事実づくりの催しに過ぎないというような批判めいた書き込みも目にしました。こうした指摘に市としてどのように考えますか。今後、このような批判を受けて、来年度以降も開催をするのか。開催するのであれば、どのように改善して開催するお考えかをお聞かせください。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 瑞穂市市政方針説明会は、市長をはじめ市の幹部職員が一堂に会する場ありますので、参加された皆様は市に対して様々な視点でそれぞれに御意見や御要望をお話ししたいと思われたと思います。いずれも瑞穂市の将来を真摯に考えていらっしゃる結果であると受け止めております。質疑の時間を長く設けてほしいという御要望は、市といたしましてもよく理解するところであります。

まちづくり基本条例では、市政運営の方針を明らかにし、その達成状況を説明するとあります。じっくり時間をかけ、市民の皆様丁寧に丁寧な説明することが最良であると考えますが、多くの事業について説明をさせていただかなければならないという側面もございます。質疑に關しましては、この説明会に限らず、広く市民の皆様御意見や御質問を聞く場として、ホームページ、またまちづくり提案箱などを設けております。説明会で御意見、御質問を伺えなかった皆様におかれましては、そちらに御意見等をお寄せいただければと思います。

今回開催した説明会での反省を踏まえながら、先ほども御指摘ございました若い世代へのアプローチなどを検討し、来年度以降も引き続き開催をしていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

[ 2 番議員挙手 ]

○議長（若井千尋君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

来年もどんどんと若い人を取り入れて、ぜひとも説明会をしていただきたいなというふうに思います。

最後に、市長にお伺いします。

この市政方針説明会の中でも説明されていた健全財政の維持と今後発生するインフラ整備との関連で、瑞穂市の将来ビジョン、青写真をどのように描いているのでしょうか。市長の思いを方針について、時間がありますのでたっぷりお聞かせください。

○議長（若井千尋君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 皆様、おはようございます。

藤橋直樹議員から、令和4年度市政方針の説明会の中で将来ビジョンについての御質問をいただいております。

まず、この市政方針説明会は、先ほど部長のほうからもお答えをしておりますが、まちづくり基本条例の中で、市長は毎年度市政方針を明らかにするとともにその状況を説明することになっていきます。平成25年から29年までは行政報告会として、そして30年からはタウンミーティングという形を変えて開催をし、コロナ禍で令和2年度、3年度は、計画はしておりましたが、実施ができず見送りとなった形となっております。

今回の市政方針説明会、198名の方にお越しをいただきましたが、全ての方がこの分かりやすい令和4年度の瑞穂市の市政方針を持ってきていただきました。そして、その1ページには今年度の市政方針に当たってということも載せてあります。その中で御質問にもありました財政の健全化の維持、特に基金の積立てなど財政力指数が全てにおいて向上したということの説明させていただいております。健全な財政があって初めて瑞穂市の将来像が描けると思います。

瑞穂市、今人口が増えております。しかし、この先8年ぐらいは人口が緩やかに増加し、そして減少社会へと向かってまいります。人口増加が少しでも長く続くように、そして人口減少が少しでも遅らせるように地方創生の拠点づくりを進めております。2040年には現在の人口5万5,600有余名それ以上の人口を維持していきたいということを考えております。

今年度はサンコーパレットパークもオープンしましたが、市民の皆さんにいろんな事業が見える形で進めていきたいということを思っております。公共下水道事業、犀川グリーンインフラ事業、さらにはJR穂積駅周辺を整備事業、そして新庁舎の建設事業があると思います。瑞穂市の将来にとって、とても大切な基盤づくりだと思います。

しかし、地方創生事業やハード事業だけでは人口減少対策にはなりません。やはり子供たちへの支援、政策、関わりがあって人口が増えていくと思います。私は瑞穂の子供たちには瑞穂の教育を受けて成長する中で、生きる力と郷土の瑞穂市に愛着を持って自分の夢をかなえていただきたいと思います。保育・教育の充実、子供たちが一人一人の個に応じた保育・教育の向上があることが必要になると思います。それがあって初めて人口減少対策になると思います。

瑞穂市のこれからの財政予測を行いながら、そして財政指標なども参考にしつつ、国や県の補助事業をうまく獲得をして交付税算入措置のあるような有利な起債の借入れ、基金積立てなどで財源を確保しつつ、事業の優先順位を考え、選択などを徹底し、歳出抑制も行いながら健康都市みずほの実現、市民の皆さんの住み心地の向上を進めていきたいということを考えております。

藤橋議員の御質問で、十分時間があるのでもっと話していただきたいということですが、この辺りにさせていただきますので、答弁とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

本当にまだ時間はあるんですが、私のわがままばかり言ってはいけませんので、市長の答弁をお聞きしまして、財政的な不安は払拭されたように思います。コロナ禍はまだまだ続く気配で、決して経済情勢もすぐに好転するとは思えない状況です。とはいえ、課題は山積みしており、やっと動き出した大きなインフラ事業も幾つもあります。また、近い将来には新庁舎の建設も大きな課題です。よって、市の的確な財政運営をお願いしたいと思います。そして、何よりも魅力ある瑞穂市づくりに御尽力をいただくことをお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。御答弁ありがとうございます、そして御清聴ありがとうございました。

○議長（若井千尋君） これで、2番 藤橋直樹君の質問を終わります。

議事の都合によりしばらく休憩します。

休憩 午前9時41分

再開 午前9時51分

○議長（若井千尋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番 松野貴志君の発言を許します。

松野貴志君。

○9番（松野貴志君） 議席番号9番、新生クラブの松野貴志です。

議長より発言の許可をいただきましたので、これより一般質問をさせていただきます。

まずもって、傍聴にお越しくささいまして感謝申し上げます。御期待に沿えるよう、精いっぱい質問をさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

新型コロナウイルス感染者数が減少し、少しずつ社会活動が活発化してきた今日この頃ではあります。県民割サービスも7月14日まで延長、また新たに全国旅行支援事業が7月の前半から始まるであろうというところでありまして、コロナ禍で疲弊した公共交通、また旅行業界、飲食業界には追い風になると予想される中、政府の分科会の提言では8月中旬からリバウンド感染に警鐘を鳴らしています。とはいえ、いかにして経済を底上げするか、判断は難しいで

すが、コロナ感染に十分警戒をしながら経済を復旧させねばならない時期だと考えます。

一方で、世界に目を向けますと、2月24日、ロシアの一人の愚かな政治家の判断で侵略されたウクライナの国民に対するジェノサイド、略奪行為、到底許すことはできません。侵略により世界の諸物価の高騰を引き起こし、世界経済は疲弊し始めております。日本も例外ではありません。トップの政治家が判断を誤ると、かくも恐ろしいことが起こることは皆様も御承知だと思います。それと同時に、フェイクニュースで自らを正当化するなど言語道断であり、断じて許すことはできません。ウクライナ国民の皆様の無事と一日も早い安心した生活が訪れることを心よりお祈り申し上げます。

さて、本日の私の質問は、市内の道路整備について質問をさせていただきます。

これよりは質問席にて質問いたします。

それでは、市内の道路整備について質問させていただきます。

インフラ整備といえば、道路、上下水道、通信網など産業や生活の基盤整備を意味する言葉ではありますが、今日は瑞穂市の道路整備についてお聞きいたします。

平成28年の道路整備計画審議会の答申を見ますと、瑞穂市の道路は幹線道路を除く生活道路が490キロ、そのうち幅員が4.5メートル未満の狭隘道路が約290キロメートルと全体の6割を占めているとのことであります。

令和3年6月21日、今木議員の質問に対して、桑原都市整備部長は、市内幹線本数は2,300本弱であると。うち幅員4メートル以上が72%、幅員4メートル未満が28%、主に集落内に多いと御答弁されております。

1年前からどう変わったかというよりは、答申が出てから5年以上経過しております。現在の狭隘道路の割合がどの程度に改善されたのかお聞かせください。

○議長（若井千尋君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 改めまして、おはようございます。

松野議員の御質問にお答えいたします。

令和4年3月31日時点での生活道路の延長は約491キロメートルで、うち幅員4.5メートル未満は約200キロメートルとなり、生活道路全体の約42%となっております。

[9番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 松野貴志君。

○9番（松野貴志君） 今の御答弁を聞きますと、5年前の割合と見ますと、90キロメートルほど狭隘道路が減少しているというところで、答申どおりに少しずつは進めてお見えになるというところであります。しかし、狭隘道路の改善は全体を見ても時間はかかります。新設の道路が整備されたり、新築の住宅ができたりすれば、多少は拡幅ができ、狭隘道路の割合が減ります。ほかにも諸問題がありますので、なかなか難しく進みにくいとは思いますが、それらも踏

まえて次の質問に移ります。

道路の整備方針ですが、同じく審議会の答申を見ますと、整備方針を交通円滑化道路と利便性向上道路の2種類に分類されております。また、緊急性、必要性、整備効果、実現性の4つの視点から評価を行い、優先度を設定して順次整備を進めると記載されております。この評価基準に沿って、近年拡幅された狭隘道路はあるのか。また、拡幅予定の狭隘道路があればお聞かせください。

○議長（若井千尋君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 生活道路の評価基準に沿って進めました道路拡幅事例の一例としましては、穂積小学校西側の東西道路、こちら市道4-1020号線になりますが、幅員を3.9メートルから6メートルに拡幅したものをはじめ、牛牧団地の西側に位置する市道6-1176号線、こちら縦道になりますが、91センチのものを6メートルへ、本田小学校南に位置します市道2-1169号線、こちらも縦道になりますが、既存の水路敷を利用しまして4メートル18センチから8メートル36センチへ、穂積の都市下水路に沿った市道4-1119号線になりますが、こちらも縦道になりますが、2メートル60から6メートルへ、本田の町裏地内の市道2-1120号線、こちらも南北道路になりますが、こちらはちょっと場所によって幅員が違いますが、既存3メートル60センチの道路を4メートルから6メートル50センチへの拡幅工事、あと横屋地内の市道10-1095号線ですが、こちらも東西道路になりますが、2メートル40センチの道路を6メートルへ、あと七崎地内の市道8-1208号線、こちらも南北道路になりますが、水路敷を活用しまして6メートル60センチ以上に拡幅した路線などがございます。

現在計画しているものとしましては、下牛牧地区の旧集落内にあります瑞穂市道6-1086号線を2メートル9センチから5メートルへの拡幅を進めておるところでございます。

[9番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 松野貴志君。

○9番（松野貴志君） 今、これまでの狭隘道路の改修工事等々、多くの本数がありまして、中には2メートル60から6メートルへと、車が相互交通できるような道路整備をかけているというところがあります。また、新たに下牛牧のほうで2メートルを5メートルですか、そういった感じで広げていく予定があるということでもありますので、確かに狭隘道路を順次やっただいていると思われま。

先ほどの1番と今回の2番の似たような質問をしましたが、既存の住居が点在する状況下での道路の拡幅は極めて困難であるというのが私の認識であります。しかし、今回の整備、また整備予定を含め、審議会の答申がある以上は拡幅整備状況をお聞きしたわけでありまして。利便性の向上や緊急性を考えれば、どんどん進めていかねばならない整備であると思っております。

それでは、次の質問に移ります。

これまでの答弁を踏まえ、お聞きいたします。

狭隘道路の拡幅整備をするには、土地区画整理事業を行うか、状況に応じて様々な手法はありうかと思えます。人口が増えてきている自治会では、通勤・通学等苦勞されている方はたくさんいると思われます。この質問をするに当たり、12名ほどのお困りの方の御意見を聞いております。

別の視点から併せて質問をいたします。

現在、国土調査法に基づき、当市において地籍調査が平成15年頃から行われているとお聞きしております。現在の進捗率は12%程度ではありますが、完了した地区は1筆面積で確定していきます。地籍調査に基づき、拡幅は可能なかどうか。また、市道認定されているとは思われますが、道路の解釈で話しますと、通称、農道ですね、この2メートル前後しかないような農道の整備状況を併せて、狭い道幅の生活道路を利用するしかない市民の利便性の向上をさせるために、今後市はどのような具体策を考えているかお聞かせください。

○議長（若井千尋君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 今後整備を進めていく路線としましては、まずはやはり通学路など安全性を重視した路線や4メートル未満の狭隘道路、整備効果が高い地域を縦断する縦道の整備を優先に、地元の合意形成が図られた上での地元要望があるものを評価基準結果に加え、地域バランスや他事業との整備時期を見ながら整備対象路線を計画していきたいと考えております。

特に狭隘道路を整備する場合は、用地買収を行う必要が出てきます。用地買収を行う上で重要な作業としましては、官民境界や民民境界を決定する必要が出てきます。特に過去から一度も測量がされていない地域においては、この作業には多くの時間が必要となり、建設時までには時間と予算が必要となりますので、計画的に路線決定をしていく必要があるとは思っております。

先ほど松野議員から地籍調査のお話がされましたが、過去に地籍調査や登記所備付地図整備事業が行われておれば、官民を問わず全ての筆界が座標で管理しているため、このような立会いもスムーズに行うことができ、土地の境界トラブルの未然防止にもつながり、大変効果が高いようになります。このことにより、緊急性のある通学路や狭隘道路の整備事業など、公共事業の円滑化にも役立つことにより、市と市民の方にとってお互い有意義な事業となっております。以上です。

[9番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 松野貴志君。

○9番（松野貴志君） 地籍調査のお話を今御答弁いただきました。やはり地籍調査、昨年もあったかと思えますけれども、調査をするに当たり、やはり地域の方々にもっと詳しい御説明も

しておいていただきたいと私は思っております。

今、都市整備部長のお話ですと、やはり地籍調査が進んできまして土地の面積が確定していきますと、区画整理にかけていきやすいというお話であります。ということは、拡張工事、幅員を広く取るようなことも可能ではあると私は思います。

しかしながら、一方で面積自体、当初自分たちが知る由もなかったような赤道や青道といったところですね、ある日突然に御自身の土地だという話を言われますと、やはりその面積の確定について土地の登記や用途の廃止申請、また土地の取得費、合わせるとこういった個人の負担も増すというところでもあります。地籍調査進捗率12%程度ではありますが、進んでいくにつれ、一方では市民の方々の御負担も増すということもありますので、しっかりとした地籍調査の全容を地域の方に説明を申し上げ、そういったこともあり得ますよということも一通り説明を申し上げる必要があるかと思えます。

狭隘道路のある自治会さんにおいては、地籍調査後の報告や近況の整備計画、将来的な具体策を含めて行政の説明責任があろうかと思えます。何十年たっても結局市は何もしてくれない、穂積町時代から巢南町時代から変わっていないというような御意見はその地域の方々の御意見であることだけは認識をしていただきたいと思えます。

次に、具体的な幹線を指定して質問させていただきます。

市道4-104号線についてお尋ねいたします。

市道4-104号線は国道21号線の上穂積の交差点から南へ向かう道路であります。幹線2級路線に位置づけをされていると思います。また、一部の区間はコミュニティバスの路線にもなっております。執行部の皆様も御承知だと思いますが、この道路も狭隘道路であります。地元の方数人の話ですが、この道路は国道21号線に出る利用者が多い道路であり、時間帯によっては渋滞が激しい。また、地域としては、ありがたいことに新しい家も多くなってきているが、車の交通量が年々増えて車の往来が怖い。国道に出る裏道としての利用者が増えてきた。実際にサイドミラーが当たったことがあるなどの、中にはコミュバスが来ると擦れ違いができないとの御意見もいただいております。

現地に行きますと、コミュバスの停留所がある前所の近辺が特に狭く、ここでは車両の擦れ違いは困難というよりも無理です。実際に大型車が来るとバックしなければならないからです。コミュバス路線としては何らかの対応が必要な道路かと思えます。市は本路線の状況を理解しているのか、また対応策を考えているのかお聞かせください。

○議長（若井千尋君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 瑞穂市道4-104号線は、市民の足として重要な役割を担っているコミュニティバスの運行路線であるとともに、集落をつなぐ重要な路線として地元からの要望が出されております。

市としましても、この路線は穂積地区から国道21号上穂積交差点につながる重要な幹線道路であると認識をしており、6メートルの道路計画を持っております。

議員御指摘のコミュニティバスの前所停留所付近は、道路認定幅は4メートル以上ありますが、東側が水路で西側も既に家屋が建っているところが多く、狭く感じられる場所になっていると思います。現在はこの6メートルの道路計画に沿って、新たに宅地化されるときや家の建て直し時などに道路後退部分の用地買収を進めている状況となっております。

[9番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 松野貴志君。

○9番（松野貴志君） 確かに都市整備部長のおっしゃるとおりかと思いますが、この道はもう何十年もその部分だけが非常に狭い道路であります。実際にお話を聞きますと、サイドミラー同士が当たるとか、コミュニティバス以外にも大型車両が入った場合、どうしてもバックしなければならぬといったことがあります。非常にありがたい話なんですけど、人口は確かに増えております。瑞穂市としてもありがたいことではありますけれども、やはりそれに伴って交通量も増えてきているということはしっかりと認識してもらって、優先度の高い道路かと思っておりますので、しっかりと整備のほう、予定を具体策を考えながら進めていってほしいなと私は思います。

それでは、次の質問につきましては、これらの今回の4-104号線を踏まえた提案をさせていただきます。

擦れ違いが困難であれば、せめて擦れ違いがしやすいよう最低限の整備はすべきではないでしょうか。この道路は水路が並走しております。コミュニティバスの停留所の周辺が最も狭く、多くの方が御苦労されております。提案としては、開水路を一部でも暗渠にして、一時的に待避所として利用できないかと考えます。もちろん必要に応じてこういった暗渠を一部だけでも結構ですので、二、三か所。さらにはガードレールを道路ののり面に取り付けるL型ガードレールにすると、より効果的ではないかと思っております。整備困難な場所だからこそ創意工夫が必要と考えますが、市の見解をお聞かせください。

○議長（若井千尋君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） この道路の拡幅を計画する中で、現在ある水路敷地を利用した方法も考えられますが、地元からはこの道路に並走する水路につきましては近年の自然災害の激甚化もあり、適正な維持管理を行うためにも水路を伏せ越すことなく道路整備を進めてほしいと併せて要望が出ており、水路を含めず6メートルの道路拡幅計画としております。

先ほどもお話をしましたが、この計画に沿って宅地化されるときには道路後退部分の用地買収を進めているところではありますけど、議員がおっしゃるように、コミュニティバスのような大型車両と擦れ違いが難しい箇所も通行路線にはあります。家屋が立ち並ぶ箇所は難しいと思いますが、現在農地などに利用されている箇所につきましては、待機所としての意味合いも



含め、先行買収を検討していきたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

[ 9 番議員挙手 ]

○議長（若井千尋君） 松野貴志君。

○9番（松野貴志君） いきなりの提案でございますので、すぐには難しいかなと思います。確かに水路全面に蓋をすると、農業用水も兼ねているわけでありますので、非常に扱いが難しくなっていくと思われれます。確かにおっしゃるとおりでありますけれども、待避所というのをしっかりと考えていく、そういったことで擦れ違いがしやすくなるということも利便性の向上につながると思われますので、何から何までできないというわけではなくて、しっかりと検討していただきたいと思っております。何もしなければそのままです。多くの市民の思いがあることは御理解ください。

次に、道路側溝についてお尋ねをいたします。

近頃、コロナ禍で鋼材の価格高騰が続いている中、ロシアによるウクライナの侵略戦争により鋼材のさらなる高騰が続くと予想されます。少し前からありますが、グレーチングの盗難が増えてきているなどと報道でも聞きます。

そこで質問です。当市においても盗難被害は出ているのでしょうか。また、岐阜県全体としては、盗難被害は出ているのかお聞かせください。

○議長（若井千尋君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 当市での被害状況についてですが、昨年度はありませんでしたが、過去には生津スポーツ広場東側道路にて、令和元年1月に11枚、令和2年12月に4枚の盗難が発生しております。2件ともに被害届を提出しましたが、窃盗犯の特定に至らず、市において再設置を行っております。また、令和3年2月には大月地内とほか3か所におきまして、計13枚の盗難が発生いたしました。本件は幸いにも窃盗犯を特定することができまして返還され、復旧しております。

○議長（若井千尋君） 宇野調整監。

○調整監（宇野真也君） 岐阜県の被害状況という御質問がございましたので、報告させていただきます。

令和3年度の岐阜県全県下での被害状況でございますが、8件、約130枚ほど、3年度として被害が出ております。被害総額として150万8,000円ほどになっております。

[ 9 番議員挙手 ]

○議長（若井千尋君） 松野貴志君。

○9番（松野貴志君） やはりある日突然に盗難に遭うというようなお話であります。岐阜県においても130枚。非常に多くの枚数が盗難に遭っているというような答弁をいただきました。他県に比べますと、当岐阜県、また瑞穂市においては少ないような感じもしますが、個人宅の

門扉まで取られたとのニュースも聞きました。諸物価の値上がり、また景気の衰退、変わらぬ賃金、戦争の長期化、市民や国民の暮らしは打撃を受けております。盗難はあってはならないことではあります、世情を見ますと今後はますます増えるのではないかと心配しております。それでは次の質問に移ります。

愛知県常滑署は、市役所と協力してグレーチングに猫の肉球をペイントして盗難防止策を講じていると聞いております。これはマークをつけることで売買しにくくすることが狙いであり、ます。お隣の本巢市さんでは、グレーチングに市のマスコットであるもとまる君、御存じですか、もとまる君です。私もこれを調査しに行ったときに、恥ずかしながら初めてもとまる君をまともに見させてもらいました。顔が桜の顔ではっぴを着ているというようなマスコットであるということです。こういった市のマスコットをグレーチングにデコレーションをしているというわけであり、ます。これは市のアピールをするとともに、さきの盗難防止を兼ねたものであると考えます。デコレーションはキャラクターだけでなく、たばこのポイ捨て禁止や段差注意などいろんなバリエーションがあるようであり、ます。当市もこういったグレーチングのデコレーション導入を検討されているのか、もしくはこれから検討していくのかお聞かせください。

○議長（若井千尋君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） グレーチング蓋の盗難防止策としては、市としては主に3種類があると考えております。

1つ目は、御提案いただきました自治体名などの金具を取り付けるタイプ。2つ目は、特殊金具にてグレーチングを側溝本体に固定するタイプ。3つ目は、主に歩道に設置する指の入らない網目の細かいタイプになるかと思っております。

現在、主なグレーチングはスチール製で、鋳鉄製とは違い、鋼材をつなぎ合わせた製法のため、グレーチング本体と自治体名等の金具を別に製造する必要があり、初期に金型製作費が上乘せとなります。さらには金型保管が必要となることから、納入者を限定してしまうことが懸念され、発注には配慮が必要となります。また、その構造上、窃盗の後、自治体名等の金具を取り外し、処分することも可能と推測されますので、現在のところ導入には至っておりません。しかしながら、市内には大手のグレーチング製造業者もあり、新たな盗難対策品や製品価格など情報収集をしながら採用の検討をしていく必要はあるかと考えております。

なお、現在瑞穂市役所の南側の東西道路に設置してありますグレーチングに、かきりんのロゴが入ったプレートが設置してあります。これは盗難防止目的ではありませんが、市民の方をはじめ広く一般の方がかきりんに親しみを持っていただけるよう、市内業者の方の御厚意で設置されたものです。このロゴプレートにはかきりんとQRコードが印字されており、瑞穂市のホームページへリンクされています。

盗難対策の一つとしては、やはり今後瑞穂市の盗難件数などにより、ます、このような方法

も検討していく必要はあるかと考えております。以上です。

[ 9 番議員挙手 ]

○議長（若井千尋君） 松野貴志君。

○9番（松野貴志君） 恐らく答弁が少し前後したのかなという気がするんですけども、確かに金具のプレートとかの取付けになりますと、外してまで売買するような窃盗犯もおるかと思えますし、確かに市のアピールという部分に関しても一朝一夕にそういったこともするのはなかなか難しいかと思いますが、実際に市に対してそういったことを危惧される、また瑞穂市をアピールしたいというような民間の企業さんも市内にはおいでであると思えます。何も特定の業者のみをそういったことでお願いするわけではなく、いろんな企業、いろんな業種のところにも少し足を運んでもらって、盗難防止対策を講じていく必要があると私は思っております。

盗難防止の有効性は、隣町さんを見ますと市のアピールにもなっていると聞き及んでおります。検討はしていくというような御答弁でありましたので、よろしく願い申し上げたいと思えます。検討するという事は、ある程度のお答えをいただきたいと私も思えますので、この後何か月か後の、1年後になるかもしれませんが、同じような質問をさせていただこうと思っております。その際に、何もないうまま盗難が発生したら、そのときは私のこのギアを2段階引き上げて激しい質問をさせていただきますので、御理解ください。

次に、道路側溝の形状についてお聞きいたします。

当市では、各自治会単位で年に一度の防災訓練をされているところが多いと聞いております。防災訓練は、消火栓の使用を申請し、各自治会に整備された消火ホースを用いて側溝に水を流します。これにより、初期消火の訓練や消火ホースの点検ができるわけですが、結果的に側溝の掃除にも活用できます。市にとっても非常にありがたいことかと思えます。また、自治会にとっても、皆様と久しぶりにお会いできる場でもあります。

ただ、問題があるとすれば、側溝清掃の折に、側溝蓋の開け閉めが非常にきつい。体に不調を来す市民がお見えになるということでもあります。私も毎年筋肉痛に悩まされます。また、将来的には瑞穂市といえど高齢化が進み、初期消火を兼ねた側溝清掃の参加者の減少も考えられます。また、市の貸し出す蓋を開ける機器は使いづらい、重たいなど市民の不満もよく耳にします。

道路側溝には流水断面を保持したまま、側溝蓋そのものを小さく軽量化したコンクリート二次製品があります。恐らく、下水道整備計画と同時進行する雨水側溝整備の中には検討されていくものと思えますが、このような側溝が整備されれば、市民の皆様の不満解消にもなります。人口増減による地域格差が仮に生じても、ある程度は側溝清掃が維持していけると考えます。このような軽量化タイプのコンクリート二次製品の使用は検討されていないのでしょうか、お聞かせください。

○議長（若井千尋君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 側溝清掃につきましては、各自治会の御協力の下、自治会活動にて実施をしていただいております、その際のコンクリート蓋の上げ下げが重労働であるとお話は伺っております。

議員が言われます軽量蓋構造の側溝ですが、通常の道路側溝蓋の重量が約45キロで、軽量型の蓋は約30キロとなり、約33%軽量化が図られ、清掃時の労力の負担軽減につながるものと思われております。しかしながら、軽量蓋側溝本体は標準の側溝より内空の最小幅が約21センチと狭く、清掃がしにくいデメリットもあります。

試験的に昨年度まで現場の状況に合わせまして、4本の工事で約300メートルほど施工しております。工事を施工してからあまり時間がたっていないこともあり、地元の方からの清掃時などの御意見はまだいただいておりますが、今後この御意見をいただきながら側溝を新設するときや既存側溝自体をやり替える際には使用の検討を行いたいと考えております。

〔9番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 松野貴志君。

○9番（松野貴志君） 確かに既存の側溝からこういったコンクリート二次製品に変更していくとなれば、恐らく市の単費になってくるのかなと思います。

先ほど申し上げたのは、下水道整備が順次進んでいっている中で、雨水の側溝整備も兼ねていると私は思っております。その際にやはり雨水と汚水を分けていくわけでありますので、いずれにしても側溝清掃の負担は軽減できるかなと思いますが、やはり瑞穂市といえどもいずれは高齢化のまちになっていくということもあります。そういったこともしっかりと考えた上で、耐久度を含めた、また利便性、そういったこともしっかりと考慮して、こういったコンクリート二次製品の活用ではなく、まずは検討、しっかり見ておく。全国各地でそういった製品を作っている企業は非常に多くあります。何がいいかは今後しっかりと検討してもらいたいと思います。

それでは最後の質問をさせていただきます。

狭隘道路の改修だけでなく、今後の市民にとっての利便性がよく、安心・安全な生活基盤の基となるような道路整備計画を含め、防災・減災の観点からの方針、国の国土強靱化計画、県の強靱化計画と連動した当市の今後の事業計画を県の動向も踏まえ、お聞かせください。

○議長（若井千尋君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 先ほど狭隘道路整備において説明させていただいたとおりになりますが、通学路など安全性を重視した路線や4メートル未満の狭隘道路は緊急車両の進入にも大きな影響があることや、建物の建築の可否にも関係してくることから優先的に地元の合意形成が形成された中で順次行っていきたいと考えております。その中で、先ほど評価基準結果

や地域バランス、また他の公共事業などとも整備時期などを見ながら整備対象路線を計画していきたいと考えておりますので、御理解のほうをよろしく願いいたしたいと思っております。

○議長（若井千尋君） 宇野調整監。

○調整監（宇野真也君） 御質問の中に、県の動向もというお言葉もございましたので、少し県の動きのほうを御説明させていただこうと思っております。

いわゆる岐阜県の強靱化計画というものでございますが、平成25年に国のほうが国土強靱化基本法というものを策定したことに伴って、岐阜県強靱化計画というものを立てております。この計画は、どんな自然災害が起こっても機能不全に至らず、いつまでも元気であり続ける強靱な岐阜県をつくるというような目標でございます。起きてはならない最悪の事態の場合でも、皆さんが困らないような道路整備を目指すというものでございます。国の基本計画と同様に、5年間の計画で立てておりまして、現在2期目の計画になっております。

なお、計画の着実な推進のために、岐阜県強靱化計画のアクションプランというものを立てておりまして、これは毎年進捗状況を含めて更新していくこととなります。市の事業におきましても、さらにいわゆる県の幹線道路以外の市民の本当に生活の足となる部分になりますので、その部分も見ながら整備の方針は進めるべきというふうを考えております。

[9番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 松野貴志君。

○9番（松野貴志君） 今、県の動向も含めて、国・県との連動性を主に当市の計画も進めているという御答弁であります。計画的に進めていくことは非常によいことではありますけれども、時には柔軟に市独自に進めてもよいかなと私は思います。

小さな声を届けることが我々議員の務めだと私は考えます。その声を聞き、対応するのが行政の務めとも言えます。瑞穂市の将来を考えた施策を期待を申し上げまして、私の一般質問を終了します。ありがとうございました。

○議長（若井千尋君） これで、9番 松野貴志君の質問を終わります。

議事の都合によりしばらく休憩します。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時41分

○議長（若井千尋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番 森健治君の発言を許します。

森健治君。

○6番（森 健治君） 議席番号6番、創緑会、森健治です。

おはようございます。

傍聴にお越しくございました皆様、感謝申し上げます。

議長のお許しをいただきましたので、これより以下2点について質問させていただきます。

1点目はJ R穂積駅周辺整備事業について、2点目は岐阜県自転車条例制度を受けた対応についてです。

これよりは質問席において行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

さて、2月24日、ロシアのウクライナ侵攻から4か月が経過しようとしています。私は、一日も早い終息を願う一人です。人は、自分が幸せなときはなかなか幸せだと感じません、欲張りですから。朝目が覚め、食事が食べられ、普通に動けて活動できることを喜びたいと思う一人でございます。

6月3日午前10時と午後7時から、第2回J R穂積駅周辺のまちづくりに関する説明会が開催されました。私も午前の部の傍聴に参加させていただきました。駅周辺の地権者の皆さんには、生活にも関わる問題になりますので、関心が非常に高かったと思われま。

そこで1点目、J R穂積駅周辺の整備事業について順次質問させていただきたいと思ひます。

冒頭にも申し上げましたけれども、6月3日、市民センターで、午前と午後2回にわたる第2回のJ R穂積駅周辺のまちづくりに関する説明会が開催されました。何人の参加があり、意見を集約するとどのような内容であるのか、お聞きいたします。

○議長（若井千尋君） 宇野調整監。

○調整監（宇野真也君） ただいま御質問いただきましたJ R穂積駅周辺の説明会でございますが、J R穂積駅周辺整備事業は、本市における地方創生3つの拠点として位置づけられている一つで、瑞穂市J R穂積駅圏域拠点化構想に基づき、ソフト事業との連携を図りながら、駅周辺のにぎわい創出や活性化に向けた取組を進めている事業でございます。この駅周辺の基盤整備であるハード事業の基本的な方向性を示す瑞穂市J R穂積駅周辺整備基本計画につきましては、現在、6月中になりますが、計画案に対するパブリックコメントを実施している最中でございます。併せまして、議員御紹介のとおり、地権者や建物所有者等を対象とした第2回J R穂積駅周辺のまちづくりに関する説明会を6月3日に開催したところでございます。

この説明会は、午前10時と午後7時の2回、市民センター大ホールにて開催しまして、午前の部には121名、午後の部には105名の参加者に御参加いただきました。参加者からは、駅周辺の混雑状況の解消や交通弱者の安全確保、地域の生活環境への配慮、駅周辺整備事業の今後の進め方、またより具体的な内容ではございますが、立体駐車場整備による効率的な土地利用など様々な御意見等をいただきました。これらの御意見につきましては、内容を十分に精査し、今後の事業へ反映させていただきたいと考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 森健治君。

○6番（森 健治君） ありがとうございます。

朝と夜とで226名の市民の方がお聞きになったということです。言わずと知れた駅周辺の混雑解消とか、そういうことに向けて動き出したんだなということをも実感して帰ってまいりました。

では、2点目になりますが、瑞穂市J R穂積駅周辺整備基本計画案について、今月中に、先ほども申されましたけれども、パブリックコメントを実施されています。この基本計画が策定されると、整備実施計画策定に一気に進んでいくように感じを受けられた方も多いと思いますが、J R穂積駅周辺整備基本計画案を策定し、J R穂積駅周辺整備実施計画の策定までのスケジュールと、事業化されない場合、J R穂積駅周辺整備基本計画はどうなるのかお聞きいたします。

○議長（若井千尋君） 宇野調整監。

○調整監（宇野真也君） 現在策定作業を進めております瑞穂市J R穂積駅周辺整備基本計画は、上位計画となります瑞穂市の第2次総合計画や瑞穂市都市計画マスタープランを踏まえ、平成29年3月に策定された瑞穂市J R穂積駅圏域拠点化構想に基づき、駅周辺の基盤整備に関する基本的な方向性を位置づける計画です。この基本計画に基づき、具体的に整備を進めていくための事業計画が整備実施計画になります。少しちょっとややこしいですが、今案で公開しているのが基本計画、この後、整備の実施計画というものをつくることになります。

この実施計画の策定には、まず事業に対する地権者や建物所有者との合意形成を図っていくことが必要不可欠であると考えていることから、駅の南北それぞれの地域で、関係地権者による協議会を設立していきたいと考えております。この協議会では、協議会の目的や役割を確認しながら、駅周辺地域に必要となる基盤整備の手法の一つである土地区画整理事業の仕組みについて、御理解いただくための勉強会や事業化に向けた調整を行ってまいります。

そのため、実施計画の策定に当たりましては、駅周辺地域の土地利用計画をまとめていく必要があることから、関係地権者の皆様が将来に向けてどのようなまちをつくっていききたいのか、どのような土地利用を図っていききたいのかなど御意見を確認しながら、駅周辺の環境整備に向けた取組を進める予定でございます。その実施計画の策定までのスケジュールにつきましては、現在の市の想定では、基本計画の公表後に地権者協議会を設立し、その中での事業化に向けた具体的な検討を経て策定をしていきたいと考えておりますので、秋頃の基本計画策定に併せ、速やかに関係者による協議会設立に向けた作業に着手したいと考えております。

また、事業化されない場合の点について御質問がございました。穂積駅周辺は、日常生活をする上で決して利便性は高いと言えませんが、ある程度の機能は確保されていると考えております。しかしながら、一番の課題は、まちの更新がなされていないことから、改善が必要となっている箇所が散見されているところでございます。例えば、道路の幅員が狭いために交通事故の危険がある場所、火災発生時や救急救命活動時に緊急車両が進入できず、消火活動の遅れ

による延焼拡大や傷病者の搬送に時間を要する場所、接道条件の理由で建築基準法上、新築や改築をすることができない住宅地がございます。

これらの地域の課題を解消していくため、まちづくりの基本的な方針となる基本計画を策定し、構想に上げられた機能を短期、中期で段階的に解決をしてまいります。また、基盤整備については、駅前広場、骨格道路の整備や狭隘道路、老朽化住宅等の改善を一体的に進めていくことを考えています。まちづくりは、長期的なまちの展望を見据え、時代の要求に合わせ時点修正を行いながら、長い年月をかけて身近な居住環境の改善や地域の魅力、活力を高めるための取組を段階的に、かつ継続的に進めていくものでございます。

当然、現在居住されてみえる方々の安全・安心な生活も守っていくことも重要でございます。駅周辺の課題をこのまま放置することは、さらなる環境悪化を招いてしまいますので、地域全体の利益や福祉を考慮し、良好なまちづくりを推進し、将来自慢できる環境を次世代の人々に引き継いでいただくためにも、事業化に御理解が得られるよう、覚悟と決意を持って努力してまいります。

[ 6 番議員挙手 ]

○議長（若井千尋君） 森健治君。

○6番（森 健治君） ありがとうございます。

調整監のほうから、今後についての御説明をいただきました。整備基本計画の策定をされて、実施計画のほうに移されていく。駅のほうは私もよく使うんですけども、長年、今の現状が続いてきて、駅周辺の整備というのは遅々として進まない現状でありましたけれども、やっと動き出すんだという思いを持っています。長い年月がかかると思いますがけれども、今述べられました形での南北の協議会、地権者との話し合い等もございますけれども、なかなか簡単には進まないと思っておりますけれども、折れることなく邁進していつてもらいたいというふうに思います。

3点目でございますけれども、この整備地区内となる地権者は不安があると思っております。地権者協議会で合意形成を得ていくものでありますけれども、個々の状況をどれだけ把握し、同意を取り付けることになるか、地権者協議会はどんな役割でどのように進めていくのか質問いたします。

○議長（若井千尋君） 宇野調整監。

○調整監（宇野真也君） 地権者協議会は、事業区域内の土地所有者や借地権者のメンバーで構成され、整備の手法の一つと考えられます土地区画整理事業による基盤整備に向けた計画、検討や調整、事業化に向けた合意形成を図り、スムーズに事業を展開していくために設置をしていくことを目的といたします。

まずは、基本計画の中で、優先的に整備するエリアに位置づけられた区域のまちづくりを具現化していくため、当該区域内の関係地権者へ協議会設立に向けた説明や事業の仕組みを御理



解いただくための勉強会を行いながら、組織づくりを進めていく予定でございます。また、協議会設置後には、駅周辺の将来のイメージを示しながら、協議会参加者と共有し、土地利用の意向等の確認を進め、将来に向けた駅周辺のまちづくりを推進していくための事業化検討や計画策定、合意形成を図っていきたいと考えております。

[6番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 森健治君。

○6番（森 健治君） ありがとうございます。

地権者、借地権者並びに、なかなか難しい問題を抱えてのスタートとなると思います。くじけず続けていっていただきたいと思ひますし、その経過も私もしっかり見てまいりたいというふうに思ひます。御苦勞だとは思ひますけれども、よろしくお願ひいたします。

では、続きまして、4点目になりますけれども、質問させていただきます。

計画によると、駅南のAのエリアが短期で10年以内、北側のBエリアが中期で30年以内となっている。現実的に非常に長い計画になるのですが、地権者の方々の合意はどの程度必要になるのでしょうかお尋ねいたします。

○議長（若井千尋君） 宇野調整監。

○調整監（宇野真也君） 地方創世3つの拠点の中でも、一丁目一番地となる駅周辺整備事業につきましては、土地区画整理事業による公共団体施行として市が事業主体となり、市施行による基盤整備を推進していきたいと考えています。この市施行での実施に当たり、公共団体施行による土地区画整理事業を実施していく場合は、組合施行のような地権者からの3分の2以上の同意が必要といった法的な定めはないものの、県からは、円滑に事業を推進していくために、8割以上の合意が必要であるとの基準が示されております。今後、協議会などを通じて事業に対する意向を確認した上で、事業化に向けた手続を進めていきたいと考えております。

[6番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 森健治君。

○6番（森 健治君） 市施行で8割以上の同意が必要になるというふうに御答弁をいただきました。なかなか難しい問題ですけれども、よろしくお願ひしたいというふうに思ひます。

では、5番目の質問に入らせていただきます。

この駅周辺の整備は、地権者の生活などにも大きく影響するため、そして駅周辺整備により便利になるのは、地権者以外の方が便利になります。区画整理事業で地価の大きな上昇も見られないと思ひます。基準となる合意形成の割合に至らない場合の駅周辺の整備はどうなるのかお聞かいたします。

○議長（若井千尋君） 宇野調整監。

○調整監（宇野真也君） 事業化検討を進めています整備手法の一例である土地区画整理事業に

つきましては、市街地の都市インフラの整備と宅地を一体的、総合的に整備するまちづくりの手法の一つになります。まち全体の道路網を整備するとともに、公園や上下水道等のライフラインの生活基盤を整備することにより、安全・安心なまちを形成していくための有効な整備手法であると考えています。

この土地区画整理事業による駅周辺での基盤整備につきましては、駅へスムーズにつながる幹線道路や狭隘道路を一体的に整備することにより、生活道路に混在していた送迎車両を適切に誘導し、住宅地内の道路環境が改善されること。先ほども申しました火災の消火、救急救助時の消防車、救急車などの緊急車両の進入等が容易になることから、駅への来訪者のみならず、地域にお住まいの方々の道路環境の改善が図られることとなります。また、宅地の規格形状の変更や公園、上下水道等の公共施設の整備を地域の実情に配慮しつつ、費用対効果を踏まえ、効率的に進めることにより土地利用の増進を図り、よりよい住環境が創造されることとなります。

もちろん、市が一方向的に事業を進めていってもよいまちづくりはできませんので、まちづくり基本条例に基づく協働により、地域の皆様と共に世代を超えた未来に向けたまちづくりに取り組んでいくためのお話を進めさせていただき、地域の皆様の御理解、御協力がいただけるように努めていきたいと考えております。

なお、本市では、交通結節点である都市拠点の形成に向けた駅周辺のまちづくりは、推進していく必要があると考えております。

[ 6 番議員挙手 ]

○議長（若井千尋君） 森健治君。

○6番（森 健治君） ありがとうございます。

駅周辺の幹線道路の整備やら狭隘道路の改善、住環境の整備を含めてですけれども、駅へお邪魔して、やっぱり一刻も早く駅周辺の整備が進むことを願っている一人でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

関連で最後の質問になりますけれども、この駅周辺の整備は、瑞穂市の顔である穂積駅であります。この事業への市長の考えをお願いいたします。

○議長（若井千尋君） 森市長。

○市長（森 和之君） 森健治君からJR穂積駅周辺の整備の御質問をいただいております。

このJR穂積駅は、平成27年、当時、私企画部長を務めさせていただいておったときに、穂積駅を中心とした瑞穂市民だけでなく、圏域の15万人の方々が利用される中心駅として、どうしても地方創生の事業にのせたいということから、東京のほうで行われたヒアリングに、瑞穂市の玄関である穂積駅、圏域拠点としての15万人の方が利用される中心駅として、どうしても、この地方創生事業にのせたいということを説明してきたことは、今でも忘れることはできませ

ん。

その後、地方創生事業に認定され、にぎわいの創出から月日が過ぎること約7年、やっと本来の目的である穂積駅周辺整備に進めてくることができました。その思いはひとしおのものであります。名古屋駅から大垣駅までの駅周辺整備、地方創生の、先ほど調整監が言いましたが、一丁目一番地が駅周辺の整備です。穂積駅は最後発となってしまいました。これから進めていきたいということを思っております。

6月3日には、穂積駅周辺のまちづくり説明会では、約220名もの地権者の方にお集まりをいただき、そして現在JR穂積駅周辺整備基本計画案のパブリックコメントも行い、広く市民の皆さんの御意見をいただければと思います。その説明会の後に、穂積駅周辺の市民の方からお聞きしたことは、この計画案はよく考えてある。しかし、どこからどこまで整備するのか、やはりどこかで区切られなければならないといった御意見や実現に向かって協力するといった御意見を伺っております。

これからは、この本JR穂積駅の整備基本計画を公表し、Aエリア、そしてBエリアとも協議会を立ち上げて、地権者の皆さんの御意見やお考えに寄り添いながら、駅周辺整備を進めていきたい。この時点で、駅周辺整備ができないとなると、未来永劫、整備はできないと思いますので、決意を新たにして、地権者の皆さんへの合意形成に向けて進めていきたいということを思っております。

以上でお答えとさせていただきます。

[6番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 森健治君。

○6番（森 健治君） ありがとうございます。市長の固い思いを語っていただきました。本当に長年の思いであったことがいよいよ動き出したと私も喜んでおります。ぜひとも力強く進めていっていただきたいというふうに思いました。よろしく願いいたします。

それでは、2点目の質問に入らせていただきます。

岐阜県の自転車条例制定を受けた対応についてでございます。

実は、この自転車条例のことについては、2020年12月の一般質問でも私はさせていただきました。同じような内容になりますけれども、その当時はまだ、2020年9月現在は全国で16の都道府県がこの条例、自転車利用者に対しての保険の加入義務化、そのようなことが施行されているということでございましたけれども、本年4月現在、今39の都道府県で自転車条例の制定義務化をしているという状況でございます。

この義務には、具体的な罰則はありませんけれども、以前、兵庫県で自転車に乗って被害者の方を亡くしてしまったというような事例がございまして、非常に高額な賠償の事例も出ている状況です。現行でも9,000万、7,000、8,000という非常に高額な賠償、判例も出ておりまし

て、起きてしまったからでは遅いので、自分を守るためにも、しっかりこの自転車運転中に対する対応をしていく必要があるというふうに思います。

県では、今年4月より正式な条例名、岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が制定されました。制定の目的には、県民自転車利用者、事業者の責務、そして市町村の役割を明確にするというふうにしております。

1点目の質問でございますけれども、その責務の中で、保護者への責務、学校の長への責務がありますが、県の自転車条例制定を受けて、保護者へはどのような周知、学校長は、特に児童・生徒の発達段階において、どのような自転車安全への知識、技術の習得に向けた教育を行うように努めているとしておりますので、教育委員会の対応についてお聞きいたします。

○議長（若井千尋君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 岐阜県の自転車条例制定を受けた対応につきましてお答えします。

まず、保護者への周知につきましては、5月に岐阜県の教育委員会のほうから送付されましたこの条例であるとか、条例の規定内容をまとめた文書がございまして、それを基に各学校には保護者に周知をするように依頼をしているところでございます。

それから、児童・生徒への安全面に関する指導でございますが、学校においては、交通安全教室等を実施しまして、自転車のための正しい知識や技術の習得に加えて、安全に対する意識をさらに高めるような指導を行っているところでございます。

加えて、岐阜県教育委員会から送付されました自転車安全運転チェックシート、それから自転車安全教室チェックテストといったものがあるんですが、それを学校においても活用するように依頼をしているところでございます。特に、自転車安全運転チェックシートについては、自転車利用が始まります4月、それから日の入りが早くなる10月に計2回実施をして、交通安全指導の資料として継続的に活用するように依頼しております。また、各学校の指導に関する実施状況につきましては、2月頃に交通安全に関する取組状況調査もございまして、それを基に把握する予定になっております。

また、子供たちの現状を踏まえて、児童・生徒には、危険を予測して適切に判断する力を身につけることが必要であるという認識の下に、教育委員会主催で各学校の生徒指導主事を集めた主事会におきまして、その必要性に対する共通理解を図るとともに、学校において、その視点から児童・生徒へ指導していくことを依頼して、自らの命は自分で守るという指導の徹底を目指していきたいと思っております。以上でございます。

[6番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 森健治君。

○6番（森 健治君） ありがとうございます。

学校の関係の児童・生徒、非常に素直ですし、私が見ていてもある程度きっちり守られてい

る感じはいたしますけれども、今後もその関係の教育をしっかりと行っていただきたいと思いますというふうに思います。

2点目になりますけれども、市の責務として、県が実施する施策に協力することがありますが、県から何か施策の情報や連絡があったのか、市では努力義務である自転車の点検、ヘルメットの着用について、どのように協力していくのかお聞きいたします。

○議長（若井千尋君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 自転車の点検とヘルメットの着用についてお答えします。

まず、自転車点検につきましては、各学校がPTAと協力して、自転車の安全点検を行っている場合がございます。整備点検チェックカードを作成し、家庭において点検するわけですが、チェック項目が全て丸になったカードは、点検済みを表すシールと引き換えて、シールの貼られた自転車は利用可能とすることにしております。

また、ヘルメット着用につきましては、瑞穂市では、小学校のヘルメット着用はもちろんのことですが、中学校においても登下校の際には必ずヘルメットを着用する規則となっております。また、日常の自転車の利用の際にも、ヘルメットを必ず着用することとしております。今後、ヘルメットの着用に対する意識をより高めるために、交通安全教室だけでなく、その他の機会を活用しまして、ヘルメットの着用の必要性につきまして、児童・生徒に継続して指導を進めてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（若井千尋君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 私どものほうは、市の責務としてのほうで、一般の市民の方々に対する対応を御答弁させていただきます。

説明でございましたように、本年4月1日に岐阜県自転車の安全で適切な利用の促進に関する条例が施行されました。10月1日から全面施行となります。住民への条例の重点周知期間ということで、10月1日までとなっております。県から市に対しまして、次の4点について市民の方へ周知依頼が来ているところです。

まず、市のほうとしましては、広報紙への掲載をしてくださいということが言われております。また、公共施設へチラシ配布とポスター掲示、3番目としましては、高齢者世帯の訪問を行いながら、この事業についての周知を図ってくれということです。4つ目に、交通安全運動期間中における街頭啓発を特にやってくださいというようなお話が来ております。また、併せて、県より、市が実施する、また自転車を使ってする安全教室とか、そういうところでも注意が来ております。自転車障害賠償責任保険に入っていることとか、自転車利用者にはヘルメットを着用してもらうことを勧めなさい。また、使用する自転車は点検整備されたものを使用するというようなことも言われております。それらを守って、いろんな事業を企画する場合はしてくださいねということも来ております。

今、教育長からありましたように、子供さんたちは非常に学校を通じて守っていただけるんですね。高校生以上の大人が大変難しいと私どもは考えております。ヘルメットの着用とか自転車点検、整備が徹底されているところで子供さんたちはなんですが、残念ながら高校生以上の方々にはなかなか今周知も難しいという状況になっています。高校が瑞穂市内にあればお話しやすいところがございますが、なかなか難しいという点がございます。この自転車条例の施行をきっかけに高校生を含めた大人の皆さんへ、一人一人が正しい交通マナーを理解していただき、子供さんたちへの模範となっただけのように、また自分の命は自分で守るんだよという意識啓発へとつなげていただければと考えております。

引き続き、市民の皆さんへの有効な周知啓発方法を検討して実施していきます。なかなか息が長い活動にはなるとは思いますけれども、ただ「シマシマ作戦」って御存じだと思いますが、横断歩道に歩行者が立っていたら車の方は止まりましょうねというの。あれは今だんだんまちの中でも止まってくれるようになってきています。あちらも地味な活動ではございますが、周知を図って今動き始めたというところがございますので、これに倣いまして、粘り強く周知をしていきたいなというふうに思っています。よろしくお願いいたします。

〔6番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 森健治君。

○6番（森 健治君） ありがとうございます。

今、企画部長もおっしゃいましたけれども、私も感ずるところがありまして、やっぱり小学校、中学生、生徒たちは、しっかり学校の教育も行き届いているんだと思いますけれども、そういう形で自転車の交通ルールとか、ヘルメットの着用にしてもそうですけれども、しっかり守っているように見受けられますが、今おっしゃいましたように、高校生以上の大人のほうがまだまだ認識が薄いというふうに感じられます。駅のほうで立ってまして、先般、ちょうど朝1人の女子高生でしたけれども、ヘルメットをかぶっての自転車の通学でございましたけれども、その姿を見て、まだまだ少ないですけれども、根気強くPRをしていく必要があるというふうに感じました。そういう形で、市のほうもあらゆる機会を通して、市民の方に告知をしていっていただきたいというふうに思います。

それから、続いて、3点目でございますけれども、自転車の利用者、保護者は、自転車の利用に係る自転車損害賠償保険への加入が義務化されました。全国的には、自転車の事故で高額な賠償事例もありますが、施行日は10月1日からですが、自転車利用者、保護者への連絡、周知など、どのように実施されるのか。先ほどの答弁と一部重複する部分もでございますけれども、お聞きいたします。

○議長（若井千尋君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 自転車の損害賠償責任保険等への加入の義務化に関する周知につきま

しては、先ほど述べさせていただきましたように、学校から保護者に周知の依頼をしているところですが、これから保険に加入をする際とか、それから今加入している保険が自転車の加害事故による損害賠償に対応しているかどうかというところをきちっと確認をするように、その点も改めて周知したいと思っております。

また、先ほど触れました自転車安全運転チェックシートの項目には、「令和4年10月より自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化されたことを知っている」という項目がありますので、そのことを通しても保護者への啓発がなされると認識しております。さらに、学校には、対象児童・生徒の保険加入状況についても学校が把握して、未加入の場合には保護者に働きかけるよう、そういった依頼もしてまいります。

市内における自転車による交通事故は、傾向としてですが、下校後、学校から帰った後で発生する割合が高い傾向にあります。したがって、ヘルメットの着用も含め、損害賠償保険への加入など、継続的に保護者への周知を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 森健治君。

○6番（森 健治君） ありがとうございます。

長い時間をかけての対応が必要だと思います。一回こっきりではなくて、今後もそういう形での父兄への対応も含めてお願いしたいというふうに思います。

では、最後になりますけれども、市では、県の自転車条例を受けて、特に自賠責保険など義務化された部分の支援や対応について、市民への周知などについて、市の考えをお聞きいたします。

○議長（若井千尋君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 自転車損害賠償責任保険等の加入義務化につきましては、既に参加されている自動車の任意保険等の各種保険において、人身賠償責任補償特約がついている場合も多くあります。いま一度、御本人や御家族が加入されている保険の内容を確認していただく中で、加入の可否を判断していただければと思っております。市としましては、既に市の公共施設や穂積駅前駐輪場等に県から配布された啓発用チラシなどを設置しております。また、「広報みずほ」で毎月コーナーを取っております市民安全情報というコーナーがあります。こちらでも啓発しているところでございます。

今後も、県や警察、学校、交通関係団体と連携しまして、あらゆる機会を活用しまして周知、啓発をすることとなっております。地域での出前講座や会議等において、積極的に自転車条例について周知、啓発をしていきたいと考えておりますので、ぜひそのような機会がありましたら、一言お声をかけていただければよろしいかと思っております。市民協働安全課のほうから出向きまして御説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

[ 6 番議員挙手 ]

○議長（若井千尋君） 森健治君。

○6 番（森 健治君） ありがとうございます。

機会を通じて、市民の方に自転車条例の施行されたということの告知と、実際に自転車保険の加入義務化、ヘルメットの着用について、根気強く市民の方に周知していくことが非常に大切だというふうに感じましたし、そのような形で対応をしていただきたいというふうに思います。

以上で私の用意した質問は終わることになります。ありがとうございました。

○議長（若井千尋君） これで、6 番 森健治君の質問を終わります。

議事の都合によりしばらく休憩いたします。

休憩 午前11時28分

再開 午後 1 時14分

○議長（若井千尋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5 番 関谷守彦君の発言を許します。

関谷守彦君。

○5 番（関谷守彦君） 議席番号5 番、日本共産党の関谷守彦です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

さて、今回の私の質問は、一つには、学校や保育所における給食について、幾つかの観点から給食に係る課題について質疑をさせていただきます。また、2 つ目には、消費税に関連して、来年10月からインボイス制度が導入されるという予定になっております。この問題点についても質疑をさせていただきます。

まず、給食に関してのことですけれども、瑞穂市では、保育所の未満児の方については、各保育所で調理をされて提供されている、いわゆる自園方式というものであります。それに対し、保育所の3 歳から5 歳児までの子と幼稚園の子供さん、そして小・中学校は給食センターで一括して調理され、各学校に配送されております。瑞穂市の令和3 年度教育要覧によれば、現在の給食センター、合併4 年後の平成19年9 月から稼働し、現在では職員の方も含めて7,000食近い食事が作られているというお話であります。

この給食センターの規模をどう見ていくのか。全国的にも、また岐阜県で見ても瑞穂市での給食センターの規模がどの程度になるかということ、実は大規模なほうに位置づけられると思います。文科省の平成30年度学校給食の調査、県内では71の共同調理場というものがあるそうですけれども、そのうち、対象の児童数が5,000人以上、瑞穂市は該当しますけれども、そこについては7 か所で9.9%。半数以上が対象の児童・生徒が1,000人以下で38か所で、過半数の53.5%であります。これは、全国的に見ても同じような傾向があります。こういったことで、



今後の給食センターをどう考えるかということについても、一つの課題だと思っております。

また、保育所での給食がどうなっているか。厚労省が平成24年3月でありますけれども、保育所における食事提供ガイドラインといったものがありますけれども、これによりますと、90.7%の保育所が自分の園で調理をしているとのことでもあります。瑞穂市において、小・中学校の給食センターの場合、小・中学校の献立をどうしても優先されるので、保育所、幼稚園児の現状に合わないところもあるという指摘もあると思います。こういったことは、また今後の課題になってくると思います。

さて、今回、この給食に関しまして5つ項目、1つは最近の食料品の高騰の影響はどうか、2つ目は給食センターの設備の更新の問題、そして3つ目にはセンターの人員体制、そして4つ目には食物アレルギーについての対応、そして5つ目には給食費の無償化、こういったことについて質疑をさせていただきます。昨日の一般質問において重なる部分も多々あります。その点については御容赦をお願いしたいと思います。以下、具体的な質問につきましては、質問席のほうから行わせていただきますので、よろしく願いをいたします。

さて、総務省の発表によれば、4月の消費者物価2.5%の上昇であった。特に、水道光熱費、あるいは食料品といった生活必需品が4.8%と、3月に引き続き上昇をしているということでもあります。また、日銀の調査によれば、企業物価指数が4月9.8%の上昇、5月も速報値でありますけれども、9.1%上昇したということでもあります。

そこでお尋ねをいたします。給食センター、あるいは保育所の未満児の給食、副食を担当しているのは幼児教育課でありますけれども、今年度の予算において、給食センター費の中に、賄い材料代として3億2,224万円、保育所の中の、多分この食料費というところが該当すると思っておりますけれども、4,622万円というものが計上されております。これが最近の物価高騰の影響がどの程度あるのか、こういったことを確認したいと思います。

事前にちょっとお伺いしたところによりますと、給食センターでは、まだ大きな影響は出ていない。幼児教育課のほうでは、順番に上がってきている、そのような認識でありました。そして、昨日の広瀬守克議員の質問に対しては、上昇しているというようなお話もありました。そういったことも含めて、どの程度上がっているのか、あるいは今後上がっていく見込みを取っているのか、そんなことについて質問をさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 昨日もお答えさせていただきましたが、給食センターの食材につきましては、前年同月の食材料費と比較いたしますと上昇しておりますので、給食費では賄えない状況になっております。今後、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の拡充により設けられましたコロナ禍における原油価格、物価高騰対応分で活用できるよう進めてまいります。

幼児教育課の食材につきましては、6月1日現在、3歳未満児214人分の給食を各保育所で調理をしております。食材費の価格が上昇していることから、今後食材の購入に影響が出ると考えられますが、対象が3歳未満児214名であることから購入する量も少なく、今年度については、今のところ予算の範囲内で対応が可能と考えております。以上で答弁とさせていただきます。

[5番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今のお話ですと、3歳未満については何とか予算の範囲内で賄えるのではないかと。そして、給食センターのほうについて言いますと、今上昇しているもので、予算のところでは間に合っていない、そのようなお話だったと思います。

そうしますと、今後、物価上昇によって食材費が払えなくなった、そういう事態を予想しているということですので、そうしますと給食費については、何年か前でしたけれども、特別会計から一般会計に移行をしたといった経過、そのときの説明等、私の記憶している範囲では、給食費は食材費の上がる可能性もあるから、そういったものは一般会計で吸収をしたいと、そういった意味では保護者の負担にさせたくない、そういった思いで特別会計から一般会計に移したんだと、そのような説明があったかと記憶しております。

そういう経過も含めて考えますと、今回の事態についても不足する分を給食の質や量で調整するとか、あるいは給食費の引上げなど、保護者の負担に転嫁することはないという理解でよろしかったでしょうか。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 年度の途中で急激な物価高騰により食材の額が上昇した場合で、予算が不足する場合は、補正予算で対応し、量や質を保つように努めてまいります。今言いましたように、今年度につきましては、今国からの交付金がありますので、そちらのほうで対応を進めてまいりたいと思っております。以上です。

[5番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今のお話でいきますと、今年度分については、国からの地方創世交付金ですか、そういったもので賄っていただける。来年度以降については分かりませんが、そういった事態については、保護者への負担はかけないと、そのようなお話だったと思います。

それでは、給食センターでは、これも昨日お話があったかと思えますけれども、地産地消という観点から、JAぎふさんを通して食材を購入していると聞いております。瑞穂市内の農家も、野菜などをJAを通じて給食センターに納品をしていると。そして、年2、3回、JA関係者、生産者、給食センターなどの関係者が集まって、地産地消会議といったものが開催され

ているとのことであります。これは、昨日の今木議員への答弁の中でも、全国的にもこの取組が紹介されているというようなこともお話がたしかあったと思います。そういった意味で、こういった取組が今後さらに発展していくことを期待したいと思っております。

その一翼を担っている生産農家の方にたまたまお話を聞くことがありました。学校給食で多く使われる野菜というのは、ジャガイモ、ニンジン、タマネギだというような話もありました。そして、特に今年はタマネギが主要産地の不足、また瑞穂市でもなかなか成長が思うように取れなかった、そんな話も聞いていて、市場価格が非常に高騰したと。今は少し落ち着いてきてはいるというものの、まだ高い状態が続いていて、ピーク時には生産者の方がJAのほうへ納める納品価格が実際には市場価格の半分程度にしかなくなっていなかった、そんな話も聞いております。

また、これも昨日の質疑の中でありましたけれども、この6月以降、農協の肥料代といったものも最大94%ですか、アップされると、そんな話もあります。そういった中で、なかなか農家の方も大変な面があると思っております。そういった意味で、農家の方、納品価格、JAへ納める価格と市場価格の関係と申しますか、そういったものが現状うまくリンクしているのかどうかについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 野菜の購入につきましては、入札を行って業者から購入をしておりますので、ちょっと誠に申し訳ありませんけれども、私どものほうにちょっと生産者の声というのはまだ把握ができていないというのが現状であります。誠に申し訳ありません。以上で答弁とさせていただきます。

[5番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 入札って、つまり農協さんがされているということだと思いますけれども、ただ実際の納品価格、細かくは把握できないにしても、給食センターからJAのほうに支払う経費、こういったものを一定考えれば、市場価格と見合っているのかどうかは一定判断できるとは思いますけれども、そこら辺についてはいかがでしょうか。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 議員がおっしゃられるようなところまでちょっと行き届いておりませんので、今後努めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

[5番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 農家の方からは、市場価格が逆に下がった場合、一定の補償が効くということで、そういった意味では非常にありがたい、そういった側面もあるというお話も聞いて

おります。でも、ここで市場価格が上がってくると少し上げてほしい、そんな話も聞いているのが現状であります。場合によっては、ほかの地域のほうにそういった商品を回してしまうといったことも現実には起こってくるのだと思いますので、そういった意味では、そこら辺のことについてはしっかりと状況を把握していただき、必要な手だてを打っていく。100%市場価格であるというのはそもそもどうかなと思いますけれども、一定の考慮はするというので、今答弁にありましたように、ぜひお願いをしたいと思います。

では次に、給食センターの設備の更新のことについてお尋ねをしたいと思います。

3月議会予算審議において、公表する、しないという話がありまして、公表されなかった令和4年度当初予算事業ヒアリングシートといったものがありますけれども、これについては、情報公開条例に基づきまして、全部で350枚ほどの資料でありますけれども、これを頂きました。その中に、給食センターに関するものが3枚入っておりました。この3枚のやつを見せていただきました。

この事業ヒアリングシートによりますと、給食センター施設を計画的に維持管理するためとして、令和4年度予算要求として、給食センターからは食器洗浄機一式、冷蔵庫屋外機更新費用として8,866万円がぜひ欲しいというような要求がされておりました。その内容及び金額というものは、何を根拠にして算出されているのでしょうか。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 今回、予算要求をいたしました食器洗浄機、これは2レーン分あるんですけれども、と冷蔵庫の室外機、どちらも不具合の発生する頻度が多くなってきたことにより、令和4年度に更新をしたいということでヒアリングの際に提出させていただいたものになります。

[5番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） そうしますと、その都度、施設の状況を見て予算要求をしているということになるわけですね。つまりは、給食センターの設備について、一定計画的に更新をしていく、修繕をしていく、そのような計画というのは、これでいくとあるのかないのかどうでしょうか。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 給食センターの長期の設備更新につきましては、耐用年数等を基に更新費用を把握するために、施設維持管理計画を平成30年に策定はしております。

[5番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 平成30年に耐用年数何かを基にして、そういった自分のところのメモじ

やないですけども、更新の計画みたいなのは一応つくってあるけれども、ただそれは正式に確認されたというものでしょうか、それとも内部資料的なものなんでしょうか。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 予算要求時のときに積算する意味でつくっているものですので、内部資料的なところになっております。

〔5番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 特に、昨日のお話でも、給食センターの設備、15年たって更新を順番にしなければならない、そういった課題があるというようなお話もあったと思いますけれども、やはり長期の計画といったものをしっかりとつくってやっていくことが必要ではないか、そのように考えます。

そういった意味で、では、先ほどの設備更新8,866万円を要求されたということでありましてけれども、では実際、今年予算化されたのはどれだけだったのでしょうか。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 食器洗浄機と冷蔵庫室外機、2つありますけれども、冷蔵庫の室外機につきましては、事業ヒアリングシートどおり今年度更新を行うため、同額の予算計上をしております。食器洗浄機につきましては、ヒアリング後に設置業者に詳細な確認作業を行っていただき、一部修繕で不具合が解消できるという報告を受けましたので、166万円の予算に変更となっております。

〔5番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今お話を聞きますと、室外機については更新ということで、300万円の予算がそのまま認められたけれども、洗浄機のほうのレーンについては、更新ということじゃなくて、修繕ということで166万円計上したというお話だったと思います。

先ほど言いました事業ヒアリングシートによれば、これまで設備、備品の維持管理について、その計画性ということについて、そのシートには自己評価という欄があります。これは珍しい評価ですけども、Cランクというのが自己評価でされております。計画では更新であったが、予算的に更新できず修繕になってしまった、こういった評価がこれまでの給食センターの設備更新について、そういう実態があるということで、そういう意味で、ぜひ令和4年度はしてほしいという、そんなようなことが書いてあったと思います。

また、今後の課題としても、施設も設備もかなり劣化してきている。設備の更新や施設の修繕費、今後増加する見込みである、そのようにも記載されておりました。この設備の更新というのは、給食の安全そのものに関わる問題であります。かつては、この瑞穂市においても異物

混入問題、様々あったというふうに聞いております。この給食センターの設備の更新、もちろんその時々々の財政状況によって左右されることはあるとは思いますが、やはり先ほど言った長期計画、きちんとした見通しを持った中で更新計画をつくり、それに基づいて進めていく、そういったことがやはり今後必要だと思いますけれども、その点についていかがお考えでしょうか。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 給食センターの設備等の更新につきましては、さきに申しました施設維持管理計画や業者による保守点検結果等を踏まえながら、予算の範囲内で不具合を未然に防止できるよう努めてまいりたいと思います。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） あくまでも計画については内部資料的なもので、それを基にして要求的にはするけれども、それは実際的にはできない。この間の給食センターのそういった数字を見てみますと、なかなか思うようには実現されていない、そんな実態もあると思います。そういった意味では、これをきちんと考えて計画もつくる。先ほどの何千万という要求に対し、修繕費で166万で済ませられる。もし、それで済んでいくなれば問題ないわけですが、ここはしっかりと考えていく、今後の市の課題としても必要なことではないかと思っております。そういった意味で、そこら辺については、今後しっかりと検討をして進めていっていただきたいと思っております。

続きまして、給食センターの調理の人員体制と調理業務に対する認識についてお尋ねをしたいと思います。

現在、給食センターの調理に関する体制は、昨日もお話がありましたけれども、正規の職員の方が9名、会計年度任用職員の方が22名、しかし実際には不足するので、派遣のほうもお願いをしているというような状況であります。非正規雇用の割合が、これを単純に考えれば7割に達しているということでもあります。こういった共同調理場での正規の方、非正規の方の状況、全国的にはどうなっているか、これを少し見せていただきました。先ほども紹介をさせていただきました文部省の平成30年度の給食調査の中でこういったことも取り扱われております。小・中学校、そして共同調理場などにおける学校給食調理員のうち、非常勤職員の割合が、確かに2年前よりは若干増えておりますけれども、それでも全体の44.6%という状況だそうです。現状では、少なくとも半数以上は正規の職員でやっている。これと比較しますと、瑞穂市の場合、非正規職員の割合が非常に高いということがうかがわれます。

そんな中で、職場内での給与の格差といったもので職場内でもあつれきがある、そんなふうな声も若干聞こえてまいります。そういった意味では、パートタイム、有期雇用、労働法、こ

ういったもので同一労働同一賃金ということが決められておりますけれども、これが公務員の直接される話か分かりませんが、こういった観点から、ここら辺は今後は是正をしていく。会計年度任用職員の方の給与の考え方、そういったことも、もちろん給食センターだけの問題じゃないと思いますけれども、しっかりと考えていかなければならないと考えておりますけれども、こういったことについてのお考えはどのように考えておられるか、御回答をお願いします。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 給食センターの職務内容につきましては、調理長、副調理長をはじめとした正職員の調理員が各ポジションの責任者として、会計年度任用職員の調理員22名を指導しておりますので、同一労働とは認識はしておりません。ただ、職場につきましては、働きやすい環境を整備していかなければならないと考えております。以上であります。

〔5番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 昨日の今木議員の質問に対して、調理員の方が退職される場合、その後の方を賄うのに非常に苦労していると、そのようなお話もたしかあったと思います。会計年度任用職員の方、1年単位の雇用とはいえ、実際には結構長く働いている方も多く、そんな現状もあると思います。そういった意味では、そういったことの処遇の改善が必要になってくるのではないかと、そのように考えております。そういった意味では、先ほどの職場内の環境をよくしていく、そういったことも含めて御検討をお願いしたい、そのように思っております。

そんな中で、私、10日に行った総括質疑で取り上げました第4次行政改革大綱の諮問について審議をされていた行革推進委員会の第2回の会議の議事録の中で、こんなことが出されておりました。これは、職員の方の定員管理の話の中で、技能労務職員という欄があるけど、これは何かというような質問から発せられて、それについて事務局からは、技能労務職員というのは、具体的には給食センターの調理員になります。この業務では、公でやるべき業務かという議論もありまして、それは調理員さんを雇用する必要があるのかという議論にもなりますと。

保育所や幼稚園で配置している調理員につきましても、全て会計年度任用職員へ切り替えております。現状では、給食センターを運営できる最低限の採用を行っているという想定での目標値になっていきますと、このような説明がなされております。調理業務について、全て会計年度任用職員にする、あるいは民間委託の導入、そのようなことを考えておられるのかどうか、これについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 昨日もお答えさせていただきましたが、現在、正職員9名、会計年度任用職員22名の調理員は、いずれも長年にわたり勤務いただいている方が多く、

豊富な経験によりおいしい給食を調理、提供できていることや、さらに給食で最も重要な食の安全性から、現行体制を継続していきたいと考えております。よって、現時点では、全て会計年度任用職員にする、あるいは民間委託の導入については考えておりません。以上で答弁とさせていただきます。

[ 5 番議員挙手 ]

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今お話で、全て会計年度任用職員にするとか民間委託は考えていない、食の安全のためにも大事だと、そのような御答弁だったと思います。

そのような中で、この調理員の業務を家事労働の延長として捉える傾向もあると。けれども、今言われましたように、衛生管理、あるいは食育などのことも考えれば、栄養管理職員などと共に、一緒になって食育を進めていく重要な役割を担っておられると思います。そういった観点からも、調理員の処遇の改善を考えることも必要だと思います。また、調理員の方に調理師などの資格取得を支援する、そしてモチベーションを上げていく、そのような対策もどうかと考えるところであります。そういった観点からも、ぜひ今後、人事管理におきまして、しっかりとした取組をお願いしたいというふうに思っております。

続きまして、食物アレルギー対応について、これについても昨日若干お話がありました。近年、食物アレルギー症状の子供が増えてきていると言われていた中で、文科省による小・中高生を対象にした平成25年度の学校生活における健康管理に関する調査が行われているそうですけれども、その中で、食物アレルギーの罹患者の割合、いろんなものがあります。皮膚が赤くなるとか、そういったものから含めてありますけれども、その中で、平成16年2.6%であったものが平成25年4.5%と、この食物アレルギーについては大きく増えている。さらに、全身にアレルギー反応が起こり、意識がもうろうとなったりするなど、命に関わる危険なアナフィラキシーについては0.4%から0.48%、これが相当割合的には増えていると思います。

そういったところで、平成26年にはアレルギー疾患対策基本法というものが制定され、国や地方自治体、あるいは学校の管理者の責務といったものも明示されてきております。なぜアレルギー患者が増えてきているのか。この原因がまだ特定されておらず、様々な仮説が上げられているのが現状であります。

そんな中で、瑞穂市の給食センターでは、平成26年9月からアレルゲンを除いた除去食が始められておるという話であります。昨日のお話にもありましたけれども、私もこの市のアレルギー対応のレベルは非常に高いというふうに聞いております。そういった意味で、学校や幼稚園、保育所、そういったところでの食べ物アレルギー対応が現状どのようになっているのか、昨日もお答えがあったかと思いますが、お話しいただければと思います。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。



○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 児童・生徒における食物アレルギー対応給食につきましては、小・中学校においては最も高いレベルであるレベル4の代替給食対応をしております。幼稚園及び保育所の3歳児から5歳児につきましては、レベル2の一部弁当対応という形で対応をさせていただいております。以上で答弁とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 3歳から5歳児についてはレベル2の対応。つまり代替食は作っていませんということです。そして、小・中学校については、レベル4の代替食を作っていると。そのようなお話だと思います。さらに言うならば、各保育所でやっている未満児については、恐らくレベル3ですかね、というふうにたしか思いますけれども、除去食をできるようにしているというふうには聞いております。

例えば、幼児教育課のほうからは、保護者に対し、アレルギーをカラー表示して、その献立表といったものを該当される保護者には配っているとか、そういった工夫もされていると思います。昨日のお話もありましたけれども、レベル4、代替食の提供というのはなかなか難しい。今国のほうでもレベル3ぐらいまででよしとしているのが今現状だというふうに聞いております。

そういった中で、瑞穂市は3歳児になるまでは除去食なり、そういうような対応がされているということです。ところが、これが3歳児になると、献立を出して、それぞれで対応して、お弁当を持ってきてもらうといったことになってくる。ところが、さらに小学校へ今度上がると、代替食が提供される。これは非常にいいことなんですけれども、考えてみれば、非常に変則的、そのような状況になっておると思います。本来であれば、全ての段階でレベル4が提供されるべきだと思います。

当面、給食センターが提供している幼稚園、保育所の3歳児以上の子に対するものが、代替食対応を早期に実施することが必要だと思います。私も幼稚園に上がる子とか、3歳児に会ったら、保護者の方からも時々アレルギーの問題について心配されるようなことを聞いております。そういった保護者の方の声にも応えるべきではないかと思っていますけれども、どのような認識でしょうか。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 学校給食における食物アレルギー対応の大原則の一つに、調理場の施設設備、人員等を鑑み、無理な対応は行わないとされております。食物アレルギー対応給食は、調理場所、調理担当者を区別して、専用の調理器具や食器類を使用しなければならず、現在の対応が精いっぱいな状況ですので、御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

[ 5 番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5 番（関谷守彦君） 私、給食センターのほうで実際見せていただきましたし、お話も聞かせていただきましたけれども、場所的には不可能ではない、十分余地もあるのではないかと。要は問題は人員が足りない、そういったところでしっかりと対応しなければならない。施設を新しく増やそうと思うとなかなか大変な話になりますけれども、人員を確保する、ここは不可能な話ではないと思います。そういった意味では、ここをしっかりとやっていくことによって、全ての子供たちにしっかりとした給食を提供する、そんなことがあっていいのではないかと思いますけれども、そういったことも含めていかがでしょうか。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 人員の確保が一番大変なところになると思いますけれども、その辺は正職員で採用していけるのか、会計年度の調理員を持って見える方でいけるのか、一応検討させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

[ 5 番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5 番（関谷守彦君） 前向きで御検討をお願いしたいと思います。

では、給食関係では最後になりますけれども、これも昨日お話がありました学校給食費、あるいは保育所の副食費などの無償化についてであります。

学校給食費の無償化について、5月27日の岐阜新聞によれば、食材を含む物価が高騰している中で、県の調査では、今年度7つの自治体が給食費を引き上げる報道もありました。これに対して、平木副知事は、国の緊急対策に沿って、生活者、事業者の支援を6月議会に上程を、そんなような準備をしていると、そのようなお話があったということが記載されております。そういった中で、今、山口市では、今年度、年度途中から無償化を実現させる、財政的にも可能だ、そのようなお話がありました。また、これは新聞報道だけではありますけれども、本巢市のほうでは、多分恐らく今年度だけという話かもしれませんが、無償化をしていく、そのようなお話もありました。

そこで、ここら辺をしっかりとお願いしたいと私も思っているところですが、残念ながら、昨日、無償化は考えていないというような御回答も既にあるんですけれども、今学校給食費などで就学援助制度、これは前回一般質問させていただきましたけれども、そういったことを通して減免になっている部分があると思いますけれども、そういった子供たちについては、どの程度の今状況になっているのか、お聞かせをお願いしたいと思います。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 学校給食につきましては、生活保護、また就学援助事業

において給食費の補助を行っております。今年度、今現在で、小学生が78名、中学生39名の合計117名に給食費の補助を行っている状況となっております。また、コロナウイルス感染症によって経済的な影響を受けた保護者につきましては、就園就学緊急援助費という形で補助も行っております。

保育所の副食費につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の第13条第4項第3号において、所得や多子世帯に係る要件により免除をしております。こちらの保育所のほうにつきましては、現在171名を免除しております。保育所につきましても、コロナウイルス感染症にて経済的な影響を受けた保護者には、就園保育給付認定子どもに係る緊急副食援助費にて補助を行っております。以上です。

[5番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 小・中学生、全部で5,000人ほどいたと思いますけれども、そのうちの117名しかそういった対象になっていないということだと思います。

給食に関することで市長にお尋ねをしたいと思います。

市長公約として、学校給食費への補助制度を上げられておりました。この公約について、実行される予定があるのかどうか、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（若井千尋君） 森市長。

○市長（森 和之君） 関谷議員の学校給食費の私の公約、マニフェストについての御質問にお答えいたします。

私のマニフェストの中で、学校給食を無償化にするといったお約束はしておりません。また、支援の必要な子供には支援をするといった、そんな、例えば多子世帯とか、今回のような物価高騰などが起きた場合に、保護者の負担を軽減するといった意味でのマニフェストになりますので、よろしく願いを申し上げます。

[5番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） これは、市長がつくられているのか、あるいは後援会のほうでつくられているのかちょっと判断しづらいところですけど、その中で、子育て、教育、子供たちの未来が光り輝くまちということで、学校給食費の補助制度の実現ということで、多子世帯、もしくは給食事業への補助、そのような事業内容を検討していると。さらには、進捗状況として、令和5年実施予定と、そこまで書いてあるんですけども、このことについてはどのように考えたらよろしいのでしょうか。

○議長（若井千尋君） 森市長。

○市長（森 和之君） 先ほど御説明しましたとおり、学校給食への一部補助というのは、物価がこのように引き上げられたような場合に学校給食費への、前でいいますと一般会計から特別会計へ行くような補助の制度になります。今は、一般会計同士の中にありますので、その部分、負担を軽減するといった意味になります。また、多子世帯には軽減するといったことを令和5年度から実施ができないかということを検討しているという状況になりますので、よろしくお願いを申し上げます。

〔5番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） ここには実施予定と書いてあるわけですから、そこら辺はちょっとどう解釈するかあると思いますけれども、そこら辺については、ぜひ実現ができるようお願いをしたいと思います。

では次に、時間が大分たってしまいましたので、次の課題に行きたいと思います。

インボイス制度について質疑をしたいと思います。

なかなかこれは身近なところじゃないということであれなんですけれども、インボイス、適格請求書制度、これが来年10月から実施される予定になっております。それに間に合わせるためには、3月までに登録申請手続きをしなければならない。そのような内容であります。この問題について、要は一番問題になってくるのは、これまで消費税については、売上げ1,000万円以下の事業者については、免税事業者ということで消費税を納めなくてもよい、そのようなふうになっております。

ところが、このインボイスに登録をいたしますと、免税事業者から外されてしまう。ここに一番の大きな問題があります。さらに、手続的にも、領収書等を7年間保存しなければならない。1,000万以下の事業所でなかなかこれをやるというのも大変な話だと思います。日本の事業者のほとんどが中小・零細という状況の中で、これについて、私たち日本共産党では、中小・零細業者、あるいはフリーランスの方を苦境に追いやるインボイス制度の中止を訴えているところであります。

先般、商工会のほうをお訪ねしました。そして、このインボイス制度についても、お話を詳しく聞かせていただきました。その中で、今商工会の会員の方が半分程度は免税事業者ということであります。事業形態によって、当然登録業者になるかならないかの判断をしていかなければならない。ただ、会員への説明はまだまだこれからだということで、本当に間に合っているのかどうか非常に心配をされているところであります。

この問題、普通あまり考えていない人も実は関わってくる。一つは、農家の場合どうなるのか。先ほど給食センターに納品をする方については、JAのおんさい広場を通して納品をするということですが、当然1,000万を超えるようなところは少ないですので、ほとんどの

方がそんな消費税のことは考えていない。そういった状況ですけれども、今回、農協のほうは当然そういったのが出てこないと仕入れから控除ができないという問題になってまいります。これをどうするのか。農協については、一定の特例措置があるというふうにも聞いておりますので、それも含めて簡単でお願いしたいんですけれども、何かお話をいただければと思います。

○議長（若井千尋君） 棚橋市民部長。

○市民部長（棚橋正則君） 関谷議員の御質問にお答えします。

まず、インボイス制度とは、消費税の複数税率化において、適正な課税を確保する観点から、令和5年10月1日より消費税の適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が導入されるとなっております。同制度では、消費税の仕入れ税額控除のために、適格請求書、インボイスの保存が必要となり、インボイスの交付を行うためには、昨年10月1日から税務署へ適格請求書発行事業者としての登録申請が必要となりました。

売手となる事業者が商品の販売やサービスの提供の取引を行う場合、買手である事業者が仕入れ税額控除を受けるためには、売手が適格請求書発行事業者の登録を受け、インボイスを交付する必要があります。具体的には、請求書や仕入明細書に複数の税率とその税額、そして税務署から発行された登録番号の記載が必要になる制度です。

今回の農協の場合は、農業協同組合の組合員、その構成員が農産物を農協に出荷した場合、出荷した農産物について条件をつけず、その販売を委託することは、適格請求書、インボイスの発行の困難な取引として扱われ、組合員等から購入者に対する適格請求書の交付義務は免除され、特例が適用されます。以上です。

[5番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） これは、今回の例えば給食センターに関わるものについて適用されるということでしょうか。

○議長（若井千尋君） 棚橋市民部長。

○市民部長（棚橋正則君） 農協と個人との契約の中で、その部分があれば適用外になるものと思われまます。以上です。

[5番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） この件につきましては、私も農協に聞いて、農協のほうとしてはまだグレーゾーンだと。一方、今部長が言われたように、適用になるというふうな話も聞きます。なかなか分かりにくい状況であります。

例えば今、市の水道メーターは、検針員さんが二月に1回全部の家庭を回ってみえます。こ

れは、市がふれあい公社に委託をして、今度公社のほうは検針員さんに業務を委託してやっていただいているということになります。こういった場合、この検針員さんについて、複数の事業をやっているら別ですけども、そうでなければ、今まで消費税なんてことは考えていなかったけれども、あるいはシルバー人材センターの方、ここはさらに大きな問題だと思いますけれども、シルバー人材センターの会員も個人事業主になってくるということで、このインボイス制度と無関係というわけにいかないというふうに思っております。そういった意味で、水道メーターの検針員さんに関する公社とか、あるいはシルバー人材センター、そこら辺のところ、市としての何か状況は把握しておられるでしょうか。

○議長（若井千尋君） 棚橋市民部長。

○市民部長（棚橋正則君） 水道メーターの検針員さんも、シルバー人材センターの会員さんも同様になるのですが、適格請求書登録申請をされれば、課税売上げに対して消費税の支払いが発生します。検針員の負担額ですが、消費税ということであれば、それぞれの売上げの消費税から控除対象仕入額、経費に含まれる消費税を差し引いた額に応じて消費税が発生しますので、消費税の申告後に消費税が決定となりますので、新たな負担額に関しては、水道メーターの検針員もシルバーさんの場合も確認はできていません。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 例えば、シルバー人材センターの場合、会員の人の配分される配分金というのがあるんですけども、昨年度決算書によれば年間5,355万円、会員が160名ほど見えるということですので、実際に稼働している方が100名とすれば、1人頭50万ぐらいの配分金、いわゆる収入になると思います。この分、多分シルバー人材センターさんと会員との関係で、例えば配分金のうち、これだけは消費税であるという、そのような形できちんとした整理はされていなかったと私は思っています。ただ、経理上、シルバー人材センターとしては、それは当然仕入額として控除していると、そういうわけであります。

ところが、そうなると、この分についてどうしていくのか、そういったことが非常に問題になってまいります。シルバー人材センターとして、先ほど言いました5,355万の配分金であれば、このうちの10%の500万ぐらいが費用として発生する。これを会員の方に求めていくのか、それともシルバー人材センターで対応するのかといっても、シルバー人材センターはそんなにもうけているところではありませんので非常に難しいと思います。

そういった中で、このインボイス制度については、市として何らかのこういった情報を受けがてら、会員の方にしわ寄せが行かないような形、あるいは検針員さんにしわ寄せが行かないような形で、市として何らかの対応を今検討してみえるのでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（若井千尋君） 棚橋市民部長。

○市民部長（棚橋正則君） シルバー人材センターやふれあい公共公社では、現在制度についての情報収集をしており、今後、制度に関して研修会や税理士との調整をする予定と聞いています。消費税は国の制度でありまして、インボイス制度の対応や説明は最寄りの税務署になりますので、内容につきまして情報提供があれば、関係部署に情報発信します。商工会でも相談に乗っていただけると聞いておりますので、一度お尋ねいただけると助かります。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） シルバー人材センターの会員さんが実際に登録をするということは、常識的に考えてあり得ないことだと思います。そういった意味で、シルバー人材センターとしてはどういうふうに対応するのか、非常に困っている。これはもうどこでもそうだと思います。そういった意味では、日本共産党としては、先ほども言いましたように、インボイス制度の中止を要求しておりますけれども、逆に連携をしている団体もあります。それから、シルバー人材センターに特例を設けるべきだという要望も出ております。

今、手元のほうに、これは自由民主党、シルバー人材センター活性化議員連盟、そして公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会が連盟で、松野内閣官房長官に対し要望書ということで、人材センターに対するインボイス制度の適用を除外してほしい。年間課税売上げ103万円、いわゆる所得税非課税範囲の少額事業者については、このインボイスの発行を免除してほしい、そのようなことが要望として出されております。

そういった面も含めて、そして全国市議会議長会の会報によりますと、2月から4月にかけては、既に42の市議会でこういったシルバー人材センターへの配分金へのインボイス制度の適用除外、こういった意見書も採択をされてきているというふうに聞いております。そういった意味で、このインボイス制度について、市長のお考えや、あるいは国などへの働きかけ、あるいは市としての対応について、市長のお考えがあれば、ぜひお聞かせ願いたいと思います。

○議長（若井千尋君） 森市長。

○市長（森 和之君） 関谷議員のインボイス制度の御質問で、国への働きかけという点でちょっとお答えをさせていただきたいと思います。

私は、先月の5月末まで全国市長会の経済委員というのを務めておりまして、この経済委員会のほうには、全国の市長会各支部からいろんな財政の確保とか税制改正などのそんな要望や意見を伺っている、そんな経済委員会なんですけど、各全国の支部からは、このインボイス制度については、何も一つもそんな提案も意見もなかったということをお話をさせていただきたいと思います。

そして、このインボイス制度の創設の背景には、2019年の8%から10%への消費税が引き上げられたときの適正な処理の運用や、さらに年間1,000万以下の売上げの事業者に免除されて

いるというような点もあると思います。本来、預り金である消費税が仕入れ消費税と相殺されるような形で免税となっている点について、いろんな形で議論が起きたということを思っています。

このインボイス制度のメリットというのは、軽減税率や適正課税などの推進のほかに、そして電子化の推進もあると思います。デメリットというのは、事務の煩雑もあると思います。この制度は、個人の判断、登録するかどうかという判断によるところが大きいということになりますので、御質問のありましたシルバー人材センターのいろんな、今おっしゃられた国への働きかけについては、もう少し内容を見せていただき、私がどうのこうのではありませんが、市長会でのそんな提案、意見もないということ踏まえて、現時点では、国のほうにそんな働きかけをすることは思っておりませんが、まず一番に、混乱するようなことがあってはならないということで、周知などしっかりしていきたいということを考えております。また今の自民党等からシルバー人材センターへの要望については、内容を少し確認させていただき、判断したいということを思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

〔5番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） シルバー人材センターについて言えば、個人の会員の方の健康管理、あるいは社会奉仕をしたい、そういったことから登録されていると。しかも無理のない範囲でやっていきたい、そういったことで、これは市としてもぜひやっていこうということで、市の補助金も出してやっているものであります。そういった意味において、もしこれが個々人の判断ということでされてしまったんでは、恐らく50万をもらうためにそれ以上のことをやるのか、そういったことになってくると思っています。そういった意味では、シルバー人材センターそのものの存亡に関わることも考えられると思います。

全国の市長会のほうで意見が上がっていないという話ですけれども、本当にそうなのか、そこら辺は先のことだからという部分もあるかもしれません。ところが、これは現実には3月までに登録しないと、10月には間に合わないというふうになっているわけですので、そういった意味ではここを真剣に考えていく必要がある。そういった意味では、シルバー人材センターの在り方そのものも考えざるを得ない。そういった意味では、ぜひ今後しっかりと、市のほうもサポートをお願いしていきたいと思えます。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（若井千尋君） これで、5番 関谷守彦君の質問を終わります。

議事の都合によりしばらく休憩します。

休憩 午後2時14分

再開 午後2時25分



○議長（若井千尋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番 北川静男君の発言を許します。

北川静男君。

○4番（北川静男君） 議席番号4番、創緑会、北川静男でございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告書に従い質問させていただきます。よろしく願いいたします。

本日私のほうからは、1つ目として教育長の教育方針、2つ目、タブレット端末導入後の進捗状況について、3つ目、兼南中学校の制服変更について質問させていただきます。

これよりは質問席において質問させていただきます。よろしく願いいたします。

この4月から服部教育長が就任されました。コロナ感染防止への対応や瑞穂市の光り輝く子供たちの未来のため、教育長に細部にわたって方針をお尋ねします。

昨日の若園議員、今木議員から教育行政について質問があり、重複する質問があるかと思いますが、御容赦願いたいと思います。

それでは、質問させていただきます。

まず最初に、コロナ禍における学習の効率化や教育現場の負担軽減につながる取組として、ICT教育が再び注目されています。ICT教育について、当初計画より1年早く1人1台タブレット端末の導入がされたといえ、他市町村から比較すると端末活用が遅れていると保護者からの声も聞こえてきます。他市町村の活用状況と比較して何が遅れていると認識しているのか、今後どのようにICT教育を進めていくのかお尋ねいたします。

○議長（若井千尋君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 瑞穂市のICT教育についてお答えします。

GIGAスクール構想の推進によりまして現在、瑞穂市内におけるICT機器や通信環境の整備は整ってきていると認識しております。

今後進めていくべきことは、児童・生徒が活用するソフトウェアの充実になると思います。これからタブレットに導入する学習ソフトやアプリにつきましては、今後の国の動向ですね、そういうのも注視しながら、最も最適なものを導入できるように検討を重ねてまいりたいと思っております。

もう一つ進めていく必要があるのは、教員のICT活用指導力だと思います。

そこで、職員研修の実施や、実践した内容を市内の学校で共有することを通して教員のICT活用指導力の向上を図るとともに、子供たちの情報活用能力の育成に努めてまいりたいと思います。

また今年度、岐阜県が令和4年度から実施しております「NEW!GIFUウェブラーニング活用推進事業」、教科学習新システムと言われておりますが、その推進校として、瑞穂市の

中小学校が指定を受けて、現在実践を重ねております。

今後、こうしたシステムの有効な活用についても中小学校の実践を基にしながら協議をし、市内に広めて、より一層教員の指導力向上、ひいては児童・生徒の学力の向上につなげてまいりたいと考えております。以上です。

[4番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） 御回答ありがとうございました。

文部科学省が公表している教育の情報化ビジョンの一つとして、ICT教育が位置づけられています。様々なメリット・デメリットがあります。

メリットとして、新型コロナウイルス予防対策、デジタルトランスフォーメーションの推進、教育現場の負担軽減等が上げられ、デメリットとして、導入コスト、通信環境、サポート面等が考えられますが、これらを考慮の上、ICT教育を進めていってほしいものです。

次に、英語教育について。

今年度から市内の小学校で、文部科学省から認定を受け、英語教育を低学年から開始すると思います。その内容と各学校の現状について、特に生津小学校を英語教育推進校にし、中心的な英語教育の先進モデルとする考えはあるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（若井千尋君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） ただいまの御質問にありましたように、今年度より市内の全ての小学校において、小学校低学年（1・2年生）で外国語活動を年間25時間行います。

低学年のカリキュラムは、既に学校教育課のほうで作成をしまして全小学校に配付をしてあります。さらに中学年では、教科として外国語を実施いたします。

現状としては、1年生ですけれども、新年度のスタートであることを考慮して、低学年のカリキュラムを6月より開始をすると、そういうところでございます。

また、授業をする教員の不安や悩みを解消できるように、教育支援センターの英語を専門とする研修指導員2名が定期的に学校を訪問し、指導・助言を行うようにしております。

生津小学校については、大変長年にわたり英語の教育に力を入れて、これまでも市の英語教育を推進してもらっております。全小学校が低学年から外国語教育を実施することになりますので、その実践を広める中心的な役割はますます大きくなると考えております。今後ぜひ生津小学校には、市内の学校の先進モデルとなることを期待しております。以上でございます。

[4番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） ありがとうございました。

これからは、英語が必要不可欠な時代が到来すると思います。ただ、低学年の年間25時間に

少し疑問を感じますが、ぜひ推し進めていただきたいと思います。

市長のマニフェストに英語検定受検への支援があるが、この英語教育の推進と子供たちに英検受験補助を進めていくのかお尋ねします。どのように組み合わせるのか、また受験補助はあるのかお尋ねします。

○議長（若井千尋君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 英検 I B Aにつきましては、現在市内の中学校 1 年生から 3 年生まで全学年で実施しており、子供たちは自分の英語力の向上、それを実感しているところでございます。

そうした中で、より英語に興味を持ってさらに自分の力を伸ばしたいという生徒たちには、こうした英語検定にチャレンジしてくれるということを期待しております。

そうした中、英語検定の受検の補助については、実施に向けて進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔4 番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 北川静男君。

○4 番（北川静男君） ありがとうございます。

教育長が目指す、昨日おっしゃられていました英語のまち瑞穂実現のため、英検受験の補助をぜひ早急をお願いしたいと思います。

次に道德教育について、教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

子供たちが道德を思いやる心、善悪の判断や規範意識を身につけることが道德教育だと考えます。各学校で担任の先生が道德の授業をしていますが、経験と専門的知識豊富な外部人材を活用した道德授業を取り入れることなど、道德教育への教育長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（若井千尋君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 道德教育への考えをお答えしたいと思います。

私は道德教育は、社会の中で人間としてどのように生きていけばよいのかを考え、日常生活の様々な場面において自分の力でよりよいと判断して行動するとともに、周りの人と共に心を通じ合わせて、よりよく生きるための基礎となる道德性を養うのが道德教育だと考えております。

このことは、グローバル化が進展し、様々な文化や価値観を背景とする人々と相互に尊重し合い、互いに対応して協調しながら生きていくことを求められている今の時代において、これまで以上に重要な教育活動であると考えます。

授業におきましては、まず人間としてよりよく生きていく上で大切なことは何か。つまり、価値を理解すること。例えば、思いやりとか礼儀とか善悪の判断、正直、誠実などの価値を理

解すること。次に、そのことが大切だと頭では理解していても、なかなか行動できない弱さが人間にはあるということ。その弱さの理由が1つではなく、人によって違っていて、様々な理由があるということ。そうしたことを、仲間との話し合いを通じて理解することが大事だと思います。そして、授業を通してそうした弱さを乗り越えて、よりよい生き方をしていこうとする心情を育てていくことが大事だと考えています。

しかし、道徳性はすぐに身につくものではありません。道徳の授業を核としながら、学校の教育活動全体を通して行う道徳教育と関連させながら、じっくりと道徳性を育てていくことが重要だと考えます。

また道徳の授業は、日常の学校生活の様子から子供の道徳性の実態を最もよく把握している担任が中心となって授業を進めることが望ましいと思います。その中で授業の内容によっては、ある場面で地域人材などの外部の方に自分の経験や思いを語っていただくなど効果的に活用をさせていただき、子供たちの道徳性を育む、そんな方法も工夫して取り組んでいけるとと思います。以上でございます。

[4番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） ありがとうございます。

ぜひ外部人材の登用は違う観点からの道徳教育にもなりますので、一度考えてみてぜひやっていただきたいと思います。

続きまして、瑞穂市では来年5月に市制20周年を迎えます。人権、平和、環境の3つのテーマを、次代を担う子供につながる計画をしていますが、小・中学校では、この3つをどのように理解を進めるのか。人権ではいじめ防止条例などの考えもありますが、平和活動ではロシアとウクライナの戦争など、子供たちに考えさせることや平和への取組はあるのか。また環境問題には子供たちにどのように意識づけさせていくのかなど、市制20周年に向けた取組で人権、平和、環境についての教育長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（若井千尋君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 今お話ありましたように瑞穂市では、現在市制20周年に向けての取組として、人権、平和、環境の3つのテーマで事業を展開しています。

各小・中学校においては、これまでそれぞれの学校の実態を踏まえてこの3つのテーマについて取り組んできております。例えば人権については、先ほど申しました道徳の授業で、もちろん人権について学ぶ機会もございます。それから、ひびきあい活動とっておりますけれども、日頃から仲間のよさを見つける取組もしますし、そういった日頃の活動を年に一度、11月になりますが、ひびきあい集会としてこれまでの学級や学年の取組を披露して認め合うといたしますか、そういった集会も学校で実施したりしております。またいじめ防止条例につきまして

も、今年度中には議会へ上程する予定をしております。

次に、平和についてお話しします。

ロシアとウクライナ等の戦争については、もちろん教員が話題にして子供たちで考える機会があると思いますが、そのみに限定して指導するのではなく、平和について子供たちが授業の中で考える機会があります。例えば穂積小学校の6年生では、社会科の授業で戦争の歴史について、外部講師を招いて学ぶ予定になっていると聞いております。穂積中学校においては、3年生の社会科の授業に加えて総合的な学習の時間などで、戦争や平和について学習する機会もあります。巢南中学校においては、広島から実際に被爆者の方を講師としてお招きし、原爆についてのお話をお聞きする、そんな予定をしているということも伺っております。

環境につきましては、総合的な学習の時間などを活用しまして、各学校で様々な環境に関する学習を行っています。小学校においては、五六川や犀川の水質調査、ハリヨの環境調査、海洋汚染などについて調べ学習を行い、まとめたことを交流しています。中学校においては、SDGsと絡めながら環境について調べるグループもあり、その環境を維持するために自分たちで何ができるのかなどについて考えをまとめるといった活動も行っているといえます。

市制20周年に向けては、今お話しした人権、平和、環境のそれぞれのテーマについて各学校で取り組んでいると思いますので、その取組をもう一度この3つのテーマの視点から整理して内容を見直して、次年度に向けて各学校において自校の実態を踏まえて取り組んでほしいと思いますし、教育委員会としても学校が取り組んでいる内容について3つのテーマごとに整理をしてまとめる、皆さんに紹介するといったような取組をして学校の取組を支援していきたいと、そんなふう考えております。以上でございます。

[4番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） ありがとうございます。

人権、平和、環境については、子供たちに説明するには個々に説明すると非常に難しいところがありますので、何かとコラボしてやっていくと子供たちが関心を持ってすぐ理解するかと思いますので、いろいろ考えてやっていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

学力向上と各小・中学校の特色を明確にすることが、特色ある学校づくりを行うことで瑞穂市の学力向上を、生きる力を身につけることが瑞穂市に愛着を持つことになると考えますが、子供たちがどうしたら愛着を持つか、教育長にお尋ねしたいと思います。

○議長（若井千尋君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 瑞穂市に愛着を持つ子供たちの育成という視点でお答えしたいと思います。

子供たちがふるさとについて学び、伝統を引き継いでいく活動を通して、ふるさとへの誇りと愛着を持つ子供の育成を図ることは瑞穂市が目指しているところでもあり、瑞穂市教育大綱にある基本方針の一つとしても明記されております。

ふるさと学習は、ふるさとを愛する心を育むとともに子供自身が自分の生き方を考え、よりよい生き方を求めていくことにつながる価値ある学習であり、今後ふるさと学習をさらに充実させるために、特色ある学校づくりを推進させていきたいと思っております。

各学校においては、地域の人や自然、文化と関わりながら学ぶ活動をカリキュラムに位置づけております。特に総合的な学習の時間においては、地域の方の協力の下に野菜であるとか米などを育てる学習、地域環境に関わる学習、地域福祉や防災に関わる学習など様々行っております。このような学習を通して、地域の人や環境と積極的に関わりながら生きていこうとする姿勢や、地域の特徴やよさを進んで伝えていこうとする気持ちを育ててまいりたいと思っております。

また、瑞穂市に愛着を持てる事業の一つとして、中学校ではみずほ未来プロジェクトの事業を実施しています。今年度のテーマは、「守ろう、みずほのまち、深めよう、みずほの絆！」です。本年度は、防災の視点で瑞穂市について学び、プロジェクトを通して瑞穂市をこんなまちにしたいという願いを持ち、さらに自分には何ができるのかということを考え、自分の命は自分で守り、自分たちも地域の一員として地域を守るという意識を向上させる、そんな狙いで取り組んでおります。

このように、地域を大事にし、積極的に行動する力を子供たちにつけるために、各学校が地域の特色を生かしながら活動を工夫していくことが大切だと考えております。以上です。

[4番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） ありがとうございます。

昨日、教育長が答弁されましたように、将来瑞穂市に戻ってくるような人材育成をお願いしたいと思います。

それでは、次の項目に移りたいと思っております。

タブレット端末導入後の進捗状況についてでございます。

新型コロナウイルス感染の拡大を受けて、教育の情報通信技術、ICT環境を整備する国のGIGAスクール構想が前倒しされ、昨年5月から導入、運用となりました。

そこで私は、巢南中学校、南小学校で先生方に現場の生の声を聞いてまいりました。

当初、タブレット端末導入のメリットは、新型コロナウイルス感染予防対策で一斉休校になった場合のオンライン教育、先生が黒板に書いた内容をノートに書き取る授業から、タブレット端末を使って教師と児童・生徒が授業内容を共有でき、児童・生徒は授業内容により集中ができ、学習の効率化が図られる。教員の業務負担の軽減等がうたわれていましたが、現実はず

想とは異なりました。

通信環境は学校、各家庭もかなり整備され、W i - F i 環境もよくなり、ルーターの貸出しは、南小学校では当初10台なのが今は7台と減ってきています。学校内でのトラブルも減少傾向にあると伺いましたが、まだサイトが開けないタブレットが出るそうです。各端末の充電は、各自がケーブルを持ち帰り、自宅で行うとのことでした。

現状についてお話をさせていただきましたが、これより質問させていただきます。

教育委員会は、教育現場の実情を周知・把握してみえるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（若井千尋君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 今御報告いただいたように、I T関係の機器を導入といったようなところがありまして、学校は年度当初にこれまでなかったような設定作業が増えているということは把握しております。ですので、特に年度当初の設定作業における現場への負担は増加しているということはあると思いますので、今年度の状況でありますとか学校からのいろんな声を踏まえて、今後考えていきたいというふうに考えております。

[4番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） 働き方改革の一環で、教育現場の負担の軽減が目的で端末を導入されたはずなのに、かえって現場の負担が増えております。

例えば、年度替わりの4月はクラスの組替えがあり、児童一人一人のI D、パスワードの設定、アプリケーションのインストールは業者が行いますが、その後のログイン、I D設定等は学校で行います。教育支援システムにおける児童の出欠等のログインが行わなければなりません。そして、担任とクラスの児童・生徒への一斉配信のための設定も行わなければなりません。

南小学校では564名の児童が在籍し、新1年生を除き先生が全て行われてみえます。ちなみに巢南中学校では、先生が指導して生徒が個々にログインをやってみえるようです。

それでは質問いたします。

これらの業務を業者に委託できないでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（若井千尋君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 今お話しいただいたような設定作業等、各学校の先生方に負担を与えているということは認識しておりますので、今後業者への委託内容、こういった部分は委託すべきなのか、こういった部分は各学校でやるとよいのかということですね。そういったことも含めて見直しを図っていききたいと、そんなふうに考えております。以上です。

[4番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） ぜひ検討お願いいたします。

ちなみに、岐阜市は業者に委託してやっておるそうです。またこれらの作業のために、4月は端末の持ち帰りが不可能となっております。

次に、文溪堂の校務支援システムTe-Comp@ss（ティー・コンパス）を使用していますが、ソフトの内容が把握できていない、活用方法が分からない、タブレット端末の活用方法が分からない、兄弟・姉妹のあるところでは先生によって教え方が異なるなど様々な問題を抱えてみえます。これらの問題を解決するために、学年ごと、特別支援クラス、教師の理解度等を考慮して、定期的に研修を実施してはいかがなものでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（若井千尋君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 冒頭でもお話し申しましたが、教員のICT活用指導能力の向上を図ることが、今とても大事な年になるなというふうに思っております。

そこで研修についてですが、各校のICT活用推進担当というのは各校1人ずついますので、そういった方への研修をまず年間を通して、これはやっております。そして、そのほかの担当者が受講している職務研修においても、ICT活用に関する実践交流も含めて行っております。そして今年度は、学校現場の実態を熟知している岐阜女子大学の松井徹先生を講師にお招きしまして、タブレット端末の効果的な活用について、より具体的に学べる研修を夏季研修として位置づけております。

こうした様々な研修を通して、教員のICT活用指導力の向上を目指しているところです。また、市教育委員会の研修や県教育委員会の研修を受講した担当者でありますとかICT機器の活用に堪能な教員が、校内で研修をしていただくことによってその方からいろんな能力を広めていただいて、学校体制で教員のICT活用能力の向上に取り組んでいくことが大事だと思っております。

それから、授業支援ツールに関する研修についてはこれまでも行ってきておりますが、導入に向けた研修としては、昨年8月から全学校で実施をさせていただきました。今年度も、希望者を対象とした研修の実施を予定しております。校務支援システムに関する研修もこれまでやってきておりますが、今年度も8月に担当者向けに業者から講師を招いて実施する予定で、いろいろな機会を捉えて少しでも先生方の情報活用能力が高まるような取組を、市教委としても進めてまいりたいと思います。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） ありがとうございます。

いろんな機能があるんですけど、実際先生方、その機能を全部使いこなせないというのが現状らしいです。我々が車を運転するのと一緒で、いろんな機能がついていても使い方が分からないのと一緒で、先生方もタブレットがあってもインストールしたソフトの使い方が分からんと



というのが現状なんですよね。そこら辺も考慮していただきたいと思います。

次に、小・中学校ではデジタル教科書、南小学校で英語、算数、巢南中学校では英語、数学の導入を予定してみえますが、機器の操作面で新たに覚えることも多く、授業中にトラブルがあった場合は教師が臨機応変に対処しなければなりません。また、故障時の対応や機器の管理などを行う必要があります。テクニカルサポート、チャットサポート支援などがありますが、教師には、パソコンが増えて専門用語が分からないという方が多数見えます。このような教師を救済するために、私が令和2年12月議会の一般質問で提案いたしました教育委員会内に（仮称）ICT支援室を創設しエキスパートを養成していただき、学校の対応をしていただきたいのですがいかがなものでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（若井千尋君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 令和2年12月議会でも御提案いただきましたICT支援室の構築につきましては、本市においても理想の形ではあると思います。昨年度も、その実現に向けていろいろと検討を重ねましたが、環境の整備とか人員の確保、莫大な予算等クリアすべき点は多く、なかなか実現には至っておりません。

業者への委託業務内容見直しを図りながら、学校現場への負担軽減に努めてきておりますけれども、今後もICT支援員の配置などを含めまして、一つ一つまずできることから実施をしていきたいと考えております。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） 教職は、昔は聖職と言われたんですけれども、最近はブラック職場とやゆされるようになってきております。先日の新聞にも書かれておりましたんですけれども、教師の働き方改革の一環として、教育の質を向上しながら、業務効率化につなげていただきたいものです。

次の質問に移らせていただきます。

巢南中学校の制服変更についてでございます。

令和3年9月議会の一般質問において、魅力ある学校づくりを目指してと題して、子供たちの多様性を大切に、個性を尊重するためにも校則・制服の見直しを質問いたしました。その後、巢南中学校では昨年12月22日に、巢南中校区小学生3年から6年生の保護者に制服変更アンケートを実施し、今年3月9日に制服検討委員会を開催。その中で子供が安心して生活できる中学校にするため、登下校の防犯・防寒の機能を高めるため、世の中のニーズや動向に対応するためを理由に変更することを決定いたしました。

巢南中学校創立80周年を迎える令和8年度を機に、完全移行と発表されました。現在、加納高校、岐阜北高校などが制服から私服へ移行が行われ、制服の是非が全国的に議論されている

昨今ですが、お尋ねしたいと思います。

3項目まとめてちょっと質問させていただきます。

アンケート配付以前に、保護者への意識調査はあったのか。保護者と学校側のやり取りはあったのか。保護者から教育委員会に問合せがあったか。また変更について、教育委員会の見解は。そして防犯・防寒の面、ジェンダー面から考慮するには変更はよいのですが、どんな経緯で制服の変更になったのか。また、5か年計画で完全移行となりますが、制服の生徒が少人数となった場合に、生徒の心理面への影響が考えられます。行政側の支援策、助成金等を出すということですね、があるのかお尋ねしたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（若井千尋君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 巣南中学校の制服変更につきまして、経緯を含めて少しまとめてお話をさせていただきます。

巣南中学校の制服の変更につきましては、令和3年度に保護者の代表でもあるPTAの役員会から、特に防寒対策の観点から見直しの声が上がリ、保護者の役員の方とのやり取りなども含めて、それを通して制服選定委員会、それを設置して、実際生徒や保護者の考えや思いを聞きながら進めてきたと聞いております。

先ほどの話もありましたように、制服の見直しに向けては巣南中学校の生徒、保護者だけではなく南小、中小、西小の3年生から6年生の児童と保護者にもアンケートを実施して進めてきております。

令和4年度、今年度の4月には、見直しに向けて業者選定のコンペティションを実施し、それを基にしながら緩やかに進めてまいりたいというふうに考えております。

学校として、子供たちが少人数になった場合の心理的な負担面については学校側で十分配慮していただいて、目途であります令和8年度に完全移行できるように緩やかに進めていただけたらというふうに考えております。

またこれまでのところ、制服変更に関わりましては、保護者の方から教育委員会へ問合せがあるということは伺っておりません。以上でございます。

[4番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） ありがとうございます。

保護者のほうからアンケートは行ったが、そのアンケート結果が全然公表されていないということを私のほうへ言ってこられて、そこら辺もちょっと問題だなというのがあります。そして、移行方法にも検討の余地があるのかなという感じがいたしました。

制服は、生徒たちが卒業すると眠ったままになります。そこで提案したいと思います。

制服の再利用、制服を不要と思われる保護者から提供していただき、希望者に譲り渡すための古着回収ボックスの設置をお願いしたいのですが、これは経済的支援にもなりますし、兄弟の多いところ、そして子供の成長は早いものですから、3年間で1着でもたないところもございますので、そういった面で古着回収ボックス設置をお願いしたいんですが、そこら辺は見解をお願いしたいと思います。

○議長（若井千尋君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 制服の再利用については、保護者の中心であるPTAの方と協議した上で、学校の実態を踏まえて生徒や保護者等の意見を十分に聞きながら考えていくことが大事であると思っております。

現在の各中学校の実態についてお伝えします。

穂積中学校では、卒業生に不要となった制服や体操服などの寄贈を呼びかけて、必要とする生徒に貸し出すことができるようにしているということです。また穂積北中学校では、PTA活動の一環として制服リサイクルの活動が定着しており、PTA役員が活動日程や集め方なども提案して制服回収ボックスを設置し、継続して実施されております。巢南中学校においては、卒業生などに不要になった制服等の寄贈を呼びかけ、必要とする生徒に渡すような活動もされているということです。

ただこの2年間は、コロナ禍のために活動を行っていない状況もあり、今後もコロナの感染状況を見て、PTA役員と活動について検討していく予定だというふうに伺っております。

このように制服リサイクルについては、現在、各学校がそれぞれの学校の実態やこれまでの取組がございまして、生徒や保護者の意見を聞きながら活動しておりますので、引き続き各学校で進めていただくことが望ましいのではないかなと考えており、市として回収箱を設置することは、今のところは考えておりません。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） それでは、最後に制服の変更なんですけど、これは穂積中学校、穂積北中学校との足並みをそろえる考えはあるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（若井千尋君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） では、2つの中学校の現状についてお伝えをしたいと思います。

穂積中学校と穂積北中学校においては、生徒や保護者からやはり防寒対策といったような要望もございまして、令和4年度、今年度から制服の男女の垣根をなくし、例えば女子がスラックスを着用することも可としておるということでございます。

今後、2つの中学校とも今すぐに見直しという予定はないようですが、将来的には制服の見直しを検討していく予定であるというふうに聞いております。

制服の在り方とか見直し等につきましては、学校が適切に判断するものであると認識しております。各学校においてそれぞれの実態を踏まえまして、生徒や保護者等の意見を十分に聞きながら検討していくことが重要ではないかと考えます。以上でございます。

[4番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） ありがとうございます。子供たちの個性を尊重し、多様性を考慮しながら、いろいろ検討していただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。どうも御清聴ありがとうございました。

○議長（若井千尋君） これで4番 北川静男君の質問を終わります。

議事の都合によりしばらく休憩します。

休憩 午後3時08分

再開 午後3時20分

○議長（若井千尋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番 庄田昭人君の発言を許します。

庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） 議席番号13番 庄田昭人。

議長のお許しをいただき、一般質問をさせていただきます。

今、世界の状況はコロナ感染、ロシアの侵略、地球温暖化による集中豪雨、地震など不安なことばかり発生しております。しかし、一刻も早く普通の日常ができるような、そんな思いがあります。その普通の日常が難しい時代なのかもしれません。これまでの生活に感謝をしなければならぬのかと考えております。

本日の森健治議員の冒頭にも日常に感謝を述べられておりましたが、私も膝が痛いこともあります。日常に感謝する一人でございます。

日曜日の少年の主張大会でも中学生の未来への思いを聞くことができ、人と人との関わりの難しさなどを感じながらも人と人との絆の大切さ、さらに成長したい、自信を持ちたい。将来の目標を決め、自信を持って主張していた姿に感動いたしました。

そんな将来ある中学生の思いを、一つでも何かできることはないのだろうか。夢や未来が描けるまちづくりとは、子供たちにどのようなまちづくりがよいのか。若いまちとして特色あるまちづくり、長く働いてきた市民の皆さんが、安心して元気に暮らせるまちづくりを目指さなければならぬと考えます。

子供たちが健やかに育ち、市民の皆さんが元気で過ごせるまちづくり。少年の主張のプログラムを入れてあったファイルに、大人が変われば子供も変わる、そんな言葉がありましたが、言い換えてみると、行政が変われば市民が変わるなんて言葉だったらどうなんだろうと思いま

した。行政内や職員の取組は組織改革や係制の導入があり、これまで以上に効果的な行政運営が必要であるのではないかと考えます。

本日の質問は、子供たちの未来のためにと進めた公私連携型牛牧第1保育所事業。市民のために、先生のためにと牛牧小学校駐車場用地購入についてと、地域活動についての2点を質問させていただきます。

これよりは質問席よりさせていただきます。

牛牧第1保育所を公私連携型保育所として整備する予定地及び牛牧小学校の駐車場として整備する予定地の測量調査設計委託料と土地鑑定委託料について。このことは、議案として昨年出ました案件であります。

平成26年、牛牧小学校の増築方法にて執行部の説明が1案、2案、3案などの提案があり、その後、第5案という増築案が示されたり、またグラウンド拡張のため牛牧小学校西側の土地を道路に付け替える案があり、地元の説明がなされ、54名の出席者がありました。反対が38名、賛成が15名、白票が1名にて地元の方々に納得していただけなく、グラウンドの拡張は打ち消されました。

その後の西側の土地は駐車場が必要だとの説明となったが、小学校周辺に駐車場があり、これ以上買うのはぜいたくではないか。新たに土地を買う必要はないと、土地購入については総務委員会にて土地購入費を除く修正案が出され、全会一致にて可決されました。

そこに至った意見は、駐車場については、小学校周辺には保育所施設の老朽化など学校周辺には総合的な計画を出して検討してもらいたいという結論でありました。平成26年度の議場や委員会など、そんなやり取りを確認していただきたいと考えます。

また、このことは昨年の6月議会の総括質疑でさせていただきましたが、1年がたちましたが、また同じ説明をすることになるとは考えていませんでした。平成26年にも土地購入ありきであるのではないかなどと言われていました。地権者の方にどれだけの御迷惑をおかけしているのではないかと考える案件でありました。

さらにこれまで教育委員会の説明も、昨年の6月議会にて補正予算として公私連携事業が駐車場購入費と一体の計画で提案がなされましたが、文教厚生委員会の説明にて別事業であるなどと混乱をした説明もあったのではないのでしょうか。

様々な問題があるように感じながらも、子供たちの未来のためにと幼保連携、教室数の不足、放課後児童クラブなどの問題を解決したいとの加納前教育長の熱い思いでありましたが、服部教育長は、この公私連携事業や駐車場問題についてどのような考えがあるのか伺いますが、まずその前に、平成26年の議場でのやり取りや委員会でのやり取りを確認していただきたいと通告いたしました確認していただけましたでしょうか、確認をさせていただきたいと思います。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 平成26年の議場でのやり取りにつきましては、議事録のほうを一読させていただいております。以上です。

[13番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） 教育長、いかがでしょうか。

○議長（若井千尋君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 私も議事録にて確認をさせていただいております。

[13番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） ありがとうございます。

まずはこのことを確認していないと、今までの経緯、経過、土地問題についてはなかなか難しいことがあります。しっかりと確認をしていただきながらこの問題について解決をしなければ、この瑞穂の幼保連携が本当に進むことができないのではないかな、そんなふうを考えております。

それでは、改めて質問をさせていただきますが、服部教育長は、この公私連携事業や駐車場問題についてどのように考えるのかお伺いをいたします。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 議員の御質問にお答えさせていただきます。

公私連携型保育所整備事業につきましては、平成29年3月策定の保育所整備計画に基づき実施しています。これまでの経過として、穂積保育所を建て替え、平成31年4月に公私連携型認定こども園ほづみの森こども園として開園いたしました。この開園によりまして、1つとして、老朽化した施設が3歳未満児の保育の可能な保育施設になり、2つ目として、当該小学校区の象徴となる地域に親しまれる保育施設となり、3つ目として、待機児童の解消、待機児童5年連続ゼロ人という大きく3つの効果がありました。

こうしたことを踏まえ、今後の展開としては保育所整備計画に基づき、まずは牛牧第1保育所の民間保育事業者による新設を進め、生津小学校区に民間保育事業者の誘致を順次進めたいと考えています。

多くの子育て中の若い世代が転入していただける当市においては、まだまだ待機児童、潜在待機児童が発生してしまう状況があります。多岐にわたる保育ニーズにはできる限り対応することが理想であり、これを実現するためには、今後も保育所整備計画に基づき整備を進めたいと考えています。公立、私立それぞれの保育所が共存し、それぞれの役割を果たすことで、多様化する保育ニーズに幅広く対応できるのではないかと考えております。

牛牧小学校の駐車場用地につきましては、小学校の駐車場として最適な場所ですので、取得

に向けて今後も努めていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

[13番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） 牛牧小学校の駐車場用地は快適な場所、近い場所、これは説明にもありましたので進めていただきたい。これは、体育館を利用する方にも近くがいいであろうという説明もありました。中には、遠いと教員が、夜は暗いので怖いなんていう発言もありましたが、そんなことは別問題ではないかなという思いもありましたが、またこの用地については自治会での説明会がありましたので、その土地についてのグラウンドを広げる経緯。なぜグラウンドを広げなければならなかったのか、そんなことも今後確認をしていただければなあと。自治会での説明の資料も残っておりますので、一度確認をしていただきたいと思います。

私の確認をしている保育所整備・駐車場整備スケジュール表は、令和3年8月10日、令和4年1月31日、令和4年3月9日の3種類がありますが、このスケジュールの遅れを見ていると、都合が悪くなったのでその遅れた部分を赤で伸ばしただけのように感じるが、3月の議会答弁には、造成工事の設計業務、開発許可申請に係る書類や農地転用5条に関わる書類の作成などを進めているところであると答弁をされていますが、これはスケジュール表では10月中であります。所有者移転登記を完了できるよう契約を進めている、このことは11月中の答弁としています。その最終的な3月のスケジュール表を見ると、11月の答弁としているにもかかわらず、よく見ると12月の部分に矢印の先が入り込んでいる。これは意図的なことではないのかと考えますが、保育所整備、駐車場整備はスケジュールどおり進んでいるのかお伺いをいたします。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 保育所整備につきましては、今年度に入りまして地権者へ挨拶や地質調査に伴う土地立入りのお願いなどでお話をさせていただいていただいております。手続の関係におきましては、造成に伴う開発許可申請に関する関係機関との調整や、用地取得等に伴い法務局へ公図の地図訂正の申請をしまして、先日、この地図訂正処理が終わりましたので、土地取得に向けて進めてまいります。

次に、牛牧小学校駐車場整備についてですが、昨年12月に行った現地境界立会い実施までは地権者に御理解をいただいておりますが、その後、地権者と具体的な用地取得についての交渉が難航している状態でした。今年度になりまして、用地交渉をしておりました担当者が代わりましたので御挨拶に伺いたいとお伝えさせていただきましたが、地権者さんの御都合もあり、現在までお会いできない状態となっておりますが、引き続き取得に向けて努めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

[13番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） 保育所整備については、法務局、道路の部分の地番がついていない部分が、3月議会頃でしたか示されましたが、これは時間がかかることではないかな。2月25日に立会いをしてというような農林省との話合いもあったことでも進んでいる。これは確認をさせていただきました。ぜひともよろしくお願ひしたいと思います、駐車場については難航している。お会いができない。これは先ほど述べましたが、過去にも影響が出ているのではないのでしょうか。土地を取得したい、変更したい、道路をつけたい、また買いたい、そんなことが過去にもあった経緯があり、難航、お会いできない、やはり地権者の感情がひょっとするとあるのではないかなあ。また、何度もこれは丁寧に説明をしなければならぬのではないかな。何か本当に駐車場については当初、買えるから補正予算を組むんだと、おおむね了解をいただいていると聞いているのが実態であります、本当に進まない理由、このことについてもう一度お伺いをしたいと思います。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 進まない理由の大きなところは、価格交渉で難航しているというところがあると思っております。私どもは不動産鑑定を取りましてそれに基づいて交渉を進めておりますけれども、土地の値段ですので地権者の方の思いもあると思っております、そこが今擦れ違っているのかなと思っております。

もう一度まずはお会いさせていただいて、また御説明して御理解いただけるように進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

[13番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） 価格というものは、土地の鑑定というものは難しいかなと思っております、鑑定を取ってしまえば、やはりそれ以上のことが行政にとって上げることができないような問題が出てくるのではないのでしょうか。やはりこれはしっかりと交渉していただき、市民のために便利な駐車場となるように、また先生方のこともありますが、まだこの問題については東の駐車場のこともここで並行して問題になったところでもあります。東の駐車場は返さなければならない。それもスケジュールの中に入っておりますが、難航してそれが来年度になって、東の地主さんにもどのような報告をしなければならないのか。これも早く言ってあげないと、土地をどうにかしたいの思いがあったのではないかなというふうに記憶をしておりますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

これは、令和7年度4月には公私連携保育所法人による保育開始が約束であります。これは提案されたときの期限であります。この月、令和7年4月までにやらないと教室数などが足り



ないんだといった思いでありましたが、この日にちは守られる予定でしょうか、お伺いをいたします。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 今年度、保育所用地購入後に地元に対する説明会と保護者向けの説明会を開催したいと考えております。あわせて秋頃には事業者の募集を行い、第1位順位の候補者と協定締結に向けて協議を開始したいと考えています。そして、令和7年4月には開園できるように進めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

[13番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） 愛してやまない子供たちのためです。どうか学校教育の中でも人数制限によって不便をかけることなく進めていただきたい。大きな事業であります。よろしく願いをしたいと思います。

また、この一般質問2日間、服部教育長の答弁を聞いていると、失礼ですが元気がないように感じますが、今後瑞穂市の教育をしっかりと前進させていただきたい、そんな思いであります。

数多くの話が教育長のところに来ると思います。お願いや要望、また強い言葉にて無理難題があるかもしれませんが、教育長として瑞穂市の教育をしっかりと自信を持って行っていただきたいと思います。PTAを経験したときにお世話になりました。その服部教育長がここに来ていただいたもので、私も愛してやまない子供たちのために応援をしていきたいと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

この2日間、教育長、いかがだったでしょうか。

○議長（若井千尋君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 元気がないように映ったかもしれませんが、私としては、初めての議会ということで大変緊張しておったのでそういう部分もあったかもしれませんが、今議員おっしゃられたように、瑞穂市の子供たちのために皆さんと、いろんな方とお話を聞いたりしながら、教育委員会の中でも関係課と協議を重ねて少しでも子供たちのために努力したいという思いはありますので、どうかよろしく願いいたします。以上です。

[13番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） どうか瑞穂市の教育は高い水準にある、そんな話も聞かせていただいておりますので、この瑞穂市の教育を、子供たちを、また体力もそうかもしれません。今のコロナ禍の中で、しっかりといろんなことにきめ細かく配慮をお願いしたいと思います。

2問目に移らせていただきます。

地域活動についてであります。

昨年の加納前教育長の答弁ですが、各学校におきまして、地域の人であるとか自然であるとか文化といったものと関わりながら学ぶ活動も、各学校の特色を生かしカリキュラムに位置づけております。特に総合的な学習の時間と言われていた時間の中では、地域の方の協力の下、野菜作りだとか米作り、そういったものを育てる学習であるとか地域の環境について学ぶ学習、あるいは地域の福祉とか防災について学ぶ学習、そういったものを実際に行っております。

このような学習を通して、子供たちは地域の人や環境と積極的に関わりながら生きていこうというような態度や、地域の特性やよさを進んで伝えていこうというような意欲を育ておけるといのが現状でございます。

穂積中学校区では、中学校の子供たちが中心となって地域への発信する心の花と書いたハートフラワープロジェクトというものを提案して、今進めております。これは子供たちの発案で、コミュニケーションが非常に少なくなったというところから、地域を愛する子供たちの考えが活動になったものだと考えることができます。

各自治会のほうへ、いろいろそこで育った苗を配ってヒマワリを育てていきたいというような形で進めております。また、中学生を対象にやっておりますMMPと呼ぶ、いわゆるみずほ未来プロジェクト。これまでは、今年のテーマとして「守ろう、みずほのまち、深めよう、みずほの絆！」というような形を取り組んでおります。今年のテーマに関わった活動内容は、防災の視点で瑞穂市を見詰め直すというような内容になっております。瑞穂市の現状であるとか未来について、こんなまちにしていきたいという願いが、自分たちには何かできるのではないのかというような考え方を持たせたいということを通して、自分のまち・地域を愛する人になってほしいということを思っておりますとの答弁でありました。地域支援の一步が中学生から発信されたのではないかな、そんな思いでありました。

これは、私の冒頭の少年の主張の話と結びつくところではありますが、未来とかこんなまちにしたいとか自分に何かできることはないのか。自分のまちを愛し、地域を愛する人になってほしいという思いは、日曜日の主張大会に大きく表れていたように感じております。

そんな思いの中、中学生のみずほ未来プロジェクトから始まったのではないかなあと考えておりますが、今年は行政の取組によりヒマワリの種が配布されておりますが、どのような計画にて行い、進めているのかお伺いをいたします。

○議長（若井千尋君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 庄田議員の質問にお答えさせていただきます。

現在、ヒマワリにまつわる取組が瑞穂市内でたくさん、様々行われている状況です。

阪神・淡路大震災で亡くなられたはるかちゃん、彼女が地震発生から7時間後に瓦礫の下から発見されました。この半年後ですが、はるかちゃんが亡くなったところから力強く太陽に向

かつて咲いたヒマワリを「はるかのひまわり」と近所の方は呼びました。

災害について学ぶことや命の貴さを再考する機会とすること、また被災地の再生・復興の思いを込めて、はるかのひまわり絆プロジェクトが全国で展開されております。

穂積中学校では昨年より、ハートフラワープロジェクトとしてヒマワリを地域の方と育ててくれています。昨年は、このはるかのひまわり絆プロジェクトでのヒマワリの種を使用していたいておりましたが、校区内の自治会と協働でヒマワリを育て、地域の絆を強める活動を展開してくれておりました。

今年になりまして現在、ロシアにおける軍事侵攻により平穏な日常を奪われているウクライナへの支援として、元気を連想させるヒマワリを植える活動を市保育所、幼稚園、小・中学校で行っております。また個人でヒマワリを植える方も見えてきています。

このようにヒマワリを栽培する取組を瑞穂市として一体的な活動として位置づけ、多くの方に知っていただきたく、またその意味合いで世界平和・復興支援瑞穂市ひまわりプロジェクトと位置づけております。

また非核・平和都市宣言をしている瑞穂市では、平和事業の観点から、瑞穂市民と世界の平和と幸福を願っております。現在ロシアによる軍事侵攻により平穏な日常を奪われておりますウクライナへの人々の平和への祈り、また自然災害などによります困難な状況にある被災者や被災地への復興を願い、明るさ、元気を連想させるウクライナの国花でもありますヒマワリを育てることを推進しております。世界の平和を願う心を育て、また阪神・淡路大震災や東日本大震災などの自然災害や防災を学ぶことで命の大切さや思いやりの心を育み、心豊かな明るい地域社会を目指すことを目的としているものです。このための事業が、世界平和・復興支援瑞穂市ひまわりプロジェクトでございます。これを今現在進めているところでございます。

昨年、中学校さんのほうでヒマワリを育てていただいたんですが、はるかのひまわりのほうは大変丈が高くなるものなんです。今年は、穂積中学校さんは自治会長さんと相談されて、もう少し管理がしやすい背の低いものということで考えられております。私もちょっと説明のほうで自治会のほうにも、なかなか反省するところは、非常にタイトな時間で進めておりましたので、ましてやウクライナのこともありましたから、タイミングをよくこの企画をしたいということで急を急いだところもでございます。またいろいろ反省するところはございますが、自治会のほうにも話をさせていただいて進めておりますので、このプロジェクトについては進めていきたいと思っております。

とにかく多くの方にこの趣旨を理解していただくということが大事だと考えて進めているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

[13番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） はるかのひまわりプロジェクト、命の貴さ、世界の平和、このことは私の冒頭もそうなのでありますが、松野議員も言われましたが、やっぱり独裁者によってこの国が、世界が激しく変わっている今ではないでしょうか。日常が奪われている。本当にそんな悲しいことが、一つの国によって人の命を奪う。本当に私は、感情がどうなっているんだといった思いであります。このことについては、あまり触れるとだんだん長くなりますので触れませんが、やはり世界の平和、幸福を願う、そんな思いは皆さんお持ちではないでしょうか。

しかし、このヒマワリのことを知ったのは5月20日、総務委員会を開催中の庁舎の駐車場のところで何か作業しているが、何をしているのか。山本部長が言われたように、日にちがなかったかもしれません。進めなければならなかった日にちがあるのかもしれません。昨日の答弁にもありましたが、サンコーパレットパークの南にヒマワリを植えたと言及がありました。そこは私有地ではないかななんて思いますが、こんな展開も今後どのようにしていくのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（若井千尋君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） この私どもが今進めておる世界平和・復興支援瑞穂市ひまわりプロジェクトのほうでございますが、基本的にはこの趣旨を理解していただいて多くの方が自主的に参加していただけるという形を取りたいと思っていますので、これをどんどんつくっていくというよりも考えだとかそういう思いというのを皆さんと共有したいという事業としております。ですので、今回はこの意味合いは広く平和を全世界に、また災害での被災者を思う思いを共通理解するということに思っております。

私ども今進めている中で、この中学生がヒマワリを植えてくれたということもまたMMPの中で意見が出てきてくれています。それで自治会のほうとつながってくれました。また自治会のほうとしては、南のほうでサンコーパレットパークでヒマワリを植えようということも理解してくれています。そういうつながりの中で、子供をその地域の方が迎えてくれているわけなんですね。今私どもの企画部のほうでは市民協働安全課が推進しておりますが、まちづくり基本条例となる市の憲法のようなものの中に子供の参画というのをうたっておる改正を、またお願いしたいと思っています。これは、全市民がそういう子供を参画させるという環境をつくってくれる受皿を使ってくれるということになります。今芽生えてきた各事業がこれの趣旨に基づいて進めてくれると、大人の方々が子供を迎えてくれるということによってどんどんなってくると思いますので、今やっただけのこのヒマワリの事業何かもそういうものが、基本条例がまた支えとなって、どんどん大人の方々が理解してくれて迎え入れてくれるようにつながっていくのではないかなというふうに思っておりますので、今後の展開としましては、ひまわりプロジェクトのほうは思いを伝えるということですが、主にはまちづくり基本条例で各いろんな展開されている子供と関わる地域の活動を、まちづくり基本条例に基づきながら推進し

ていくというふうに強く動かしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

[13番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） ヒマワリの高さもそれほど高くないものと聞いて安心をしました。

本田コミュニティの花壇にも、公園でありますので高くなるものは植えてはいけない、そんなところで高さ40センチほどのミニヒマワリを本田のいきいき活動委員会が10年以上も続けている事業があります。そんな事業の中で、やはり地域の中で何をすると地域がよくなるのか。やはり、みんなそんな思いは強く持っているのではないのでしょうか。

しかし、自治会長の話を聞くと、何か知らんけどヒマワリを植えてほしいと言っておるけど、つながっていないのが現状ではないのでしょうか。それは何やったのと、知っておるけど聞きました。どういうふうやったのといったら、何か今ヒマワリがもらえるので何か植えないかと聞いておるけどという言葉でありますので、せっかくの思いであります。もっと伝える言葉を自治会長に伝え、こんな意味があるんだといったところをPRして植えていただく。今時期がちょっとずれたと思いますのでしっかりと今後の展開を考えますが、またこの今後の展開についてはヒマワリが枯れたとき、その廃棄する、意外とヒマワリは硬い枝のようなものになりますのでお願ひをしましたが、この廃棄に苦慮するようなこともあると思いますが、今後の展開を、また来年はどのように考えているのかお伺ひをいたします。

○議長（若井千尋君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 地域で育てるヒマワリは、種をまき、そしてそれが成長し、花が咲き、最後は枯れてまた種となります。この種を次の世代へ引き継いでいくことが重要であり、種を植えてから最後枯れた後の処分までがこの活動の一サイクルであり、このサイクルを続けていくことがヒマワリを世界平和、復興支援のシンボルとして市民に浸透させていくことだと思います。

ヒマワリなど花や草木類は、時期が終わり刈取り後に廃棄する場合は一般廃棄物となりますので、乾燥させ、容量を減らして、また根がある場合は土を落としていただきながら市の可燃ごみ袋に入れ、各地区のごみステーションにお出しただけだと思います。

また大量に廃棄する場合には、大野町にある西濃環境整備組合に直接持ち込むことができますので、環境課で搬入許可証を発行し、手続をしてから持ち込んでいただけだと思います。

今後もヒマワリを世界平和、復興支援のシンボルと位置づけて引き続き事業を実施していきたいと思ひますので、御理解と御協力をよろしくお願ひします。

[13番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） お願ひはしたけど、ごみ袋に入れて捨てなさいと、それはごみ袋も行

政から渡すというような考えはないということでしょうか。

○議長（若井千尋君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 例えば都市管理課なんかですと、ボランティア活動の場合には必要枚数のごみ袋等を配る場合もございますので、一度御相談していただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

[13番議員挙手]

○議長（若井千尋君） 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） PRですので、いろんな形でこんなことがありますよ。そうすると終わったときにはごみ袋もということで、よりよいPRをしながら続けていただきたい。続けられるようにしていただきたいと思っております。1年やったら終わってしまったなんていうようなことではなく、やはりこの平和について復興支援、それを考えたなら、今20周年に向けて何かやる一歩、これは地域支援としての一歩が踏み出ているものではないかな。それは地域支援の一歩、まちづくりの一歩になるように考えます。

私が日曜日のこのファイルの中の言葉でありましたが、行政が変われば市民が変わるなんて言葉も言いましたが、やはり市民も何か支援をする取組ができる。昔でいうならちょボラ、ちょこっとボランティアしましょうよと、そんな言葉もやはり市民の中にやっと伝わってきている時代かもしれません。しかし、行政が変わればということでもあります。行政内の職員の取組は組織改革や係制の導入がありましたので、これまで以上に効果的な行政運営ができる、行政が変わる一歩だと信じております。このことは9月議会にて聞かせていただく予定です。

また、明日よりは始まる参議院選挙であります。投票率の低い瑞穂市であります。投票率の向上、期日前投票日の準備も今庁舎の北側1階にて進んでおりますが、問題なく終了できますようお願いをして、本日の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（若井千尋君） これで13番 庄田昭人君の質問を終わります。

---

#### 散会の宣告

○議長（若井千尋君） 以上で本日予定をしておりました一般質問は全部終了しました。

傍聴の皆様も大変お疲れさまでした。

本日はこれにて散会します。

散会 午後3時58分